	新		Iβ				
第1章	第4節 防災上重要な機関の実施責任と	第1章					
	処理すべき事務又は業務の大綱		処理すべき事務又は業務の大綱				
第2 処理すべき事務又に	は業務の大綱	第2 処理すべき事務又は	業務の大綱				
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大網	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大網				
(4) 関東農政局	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。	(4) 関東農政局	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。				
(<mark>長野県拠点</mark>)	イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。	(<mark>長野支局</mark>)	イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。	名称の修正			
	ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のた		ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のた				
	めの指導に関すること。		めの指導に関すること。				
	エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用排水施設		エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用排水施設				
	並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。		並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。				
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。	(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。				
	イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。		イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。				
	ウ 地殻変動の監視に関すること。		(新設)	国土地理院による修正			
5 指定公共機関 機関の名称	処理すべき事務又は業務の大網	5 指定公共機関 機関の名称	処理すべき事務又は業務の大網				
	処理すべき事務又は業務の大網 (東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ <mark>、</mark>		処理すべき事務又は業務の大網 (東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱				
機関の名称		機関の名称		事業者の追加			
機関の名称	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、	機関の名称	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱	事業者の追加			
機関の名称	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、<u>楽天モバイル㈱</u>)	機関の名称	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設))	事業者の追加			
機関の名称 (4) 電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 楽天モバイル㈱) ア 電気通信設備の保全に関すること。	機関の名称 (4) 電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱(新設))ア 電気通信設備の保全に関すること。	事業者の追加			
機関の名称 (4) 電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 <u>樂天モバイル㈱</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	機関の名称 (4) 電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	事業者の追加			
機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び 機関の名称	(東日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 5災上重要な施設の管理者	機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び防	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網	事業者の追加 名称の修正			
機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び 機関の名称	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 <u>楽天モバイル㈱</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 5災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網	機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び防機関の名称	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網				
機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び 機関の名称 (1) 信州うえだ農業協同	(東日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル株</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 が災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。	機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び防機関の名称 (1) JA 信州うえだ農業協	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。				
機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び 機関の名称 (1) 信州うえだ農業協同 組合	(東日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル株</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 が災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。	機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び防機関の名称 (1) JA 信州うえだ農業協同組合	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。				
機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び 機関の名称 (1) 信州うえだ農業協同組合 佐久浅間農業協同組	(東日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル株</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 が災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 よ。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。	機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び防機関の名称 (1) JA 信州うえだ農業協同組合 JA 佐久浅間農業協同	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。				
機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び 機関の名称 (1) 信州うえだ農業協同組合 佐久浅間農業協同組	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 楽天モバイル㈱) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 が災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 と。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。	機関の名称 (4) 電気通信事業者 7 公共的団体及び防機関の名称 (1) JA 信州うえだ農業協同組合 JA 佐久浅間農業協同	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ (新設)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 災上重要な施設の管理者 処理すべき事務又は業務の大網 ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。				

第2章 第1節 地震に強い市づくり

第3 計画の内容

- 2 地震に強いまちづくり
- (2) 実施計画
- ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画(全部等)
- (ア) 地震に強い都市構造の形成
 - a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の 交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制 限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無</u> 電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(略)

(カ) 災害応急対策等への備え

f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を 時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものと する。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとと もに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものと する。

- **g** 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等 との災害協定の締結を推進するものとする。
- <u>h</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- イ 関係機関が実施する計画
- (カ) 災害応急対策等への備え
- <u>f</u> 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時 系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとす る。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うととも に、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとす る。

g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2章 第1節 地震に強い市づくり

第3 計画の内容

- 2 地震に強いまちづくり
- (2) 実施計画
- ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画(全部等)
- (ア) 地震に強い都市構造の形成
 - a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の 交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制 限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

県の地域防災計画に合わ せて修正

(略)

(カ) 災害応急対策等への備え

(新設)

- f 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等 との災害協定の締結を推進するものとする。
- g 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に 取り組むものとする。
- h 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- イ 関係機関が実施する計画
- (カ) 災害応急対策等への備え

(新設)

f 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2章 第2節 情報の収集・連絡体制計画

第3 計画の内容

- 3 通信手段の確保
- (2) 実施計画 (総務課)
- ア 市の実施計画
- (ウ)衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE (PS-LTE) 等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

第2章 第3節 活動体制計画

第3 計画の内容

- 3 防災中枢機能等の確保
- (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対 する安全性の確保等に努める必要がある。

また、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

第2章 第5節 救助・救急・医療計画

第3 計画の内容

- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備
- (2) 実施計画
- イ 関係機関が実施する計画
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、 災害派遣医療チーム (DMAT) から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引 継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン<u>の確</u> 保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関と の合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

第2章 第2節 情報の収集・連絡体制計画

第3 計画の内容

- 3 通信手段の確保
- (2) 実施計画(総務課)
- ア 市の実施計画
- (ウ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

県の地域防災計画に合わ せて修正

第2章 第3節 活動体制計画

第3 計画の内容

- 3 防災中枢機能等の確保
- (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LP ガス災害 用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通 信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

県の地域防災計画に合わ せて修正

第2章 第5節 救助・救急・医療計画

第3 計画の内容

- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備
- (2) 実施計画
- イ 関係機関が実施する計画
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、 災害派遣医療チーム (DMAT) から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引 継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努 めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同 訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

脱字の修正

福祉課による修正

第2章 第7節 要配慮者支援計画

第3 計画の内容

- 1 要配慮者支援計画の作成
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (総務課・福祉課)

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件を考慮し対象者とする。

①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③避難行動を取る上で必要な身体能力

④独居等の居住実態、社会的孤立の状況

第2章 第10節 避難の受入活動計画

第3 計画の内容

- 3 指定避難所の確保
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (関係課等)

(イ)指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(略)

- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、

 住民等へ周知徹底するよう努める。
- (カ) 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、<u>必要に応じて、</u>個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ避難することができるよう努める。

(略)

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。ま

第2章 第7節 要配慮者支援計画

第3 計画の内容

- 1 要配慮者支援計画の作成
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (総務課・福祉課)

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者とする。

①要介護認定3~5を受けている者

②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心

臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)

③療育手帳 A を所持する知的障がい者

④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

⑤市の生活支援を受けている難病患者

⑥上記以外で区長が支援の必要を認めた者

第2章 第10節 避難の受入活動計画

第3 計画の内容

- 3 指定避難所の確保
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (関係課等)

(イ) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者 等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定する よう努める。 県の地域防災計画に合わ せて修正

(略)

- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、<mark>あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</mark>
- (カ) 市は、<mark>前述の公示を活用しつつ、</mark>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前 に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福 祉避難所へ<mark>直接</mark>避難することができるよう努める。

(略)

(サ)指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

福祉課による修正

県の地域防災計画に合わ

た、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネル ギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

(チ)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所 TKBスタンダード等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に 努める。

(略)

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保 のために専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

第2章 第20節 诵信·放送施設災害予防計画

- 第3 計画の内容
 - 3 電気通信施設災害予防
 - (2) 実施計画
 - イ 東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイ ル㈱が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

第2章 第25節 建築物災害予防計画

- 第3 計画の内容
 - 4 文化財
 - (2) 実施計画

ア 市の実施計画(<mark>生涯学習課</mark>)

第2章 第32節 防災知識普及計画

- 第3 計画の内容
 - 3 学校及び保育園における防災教育の推進
 - (2) 実施計画
 - (イ)消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他

(略)

(チ)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所 TKBスタンダード等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に 努める。

(略)

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保 のために専門家等との定期的な情報交換に努める。

第2章 第20節 通信·放送施設災害予防計画

- 第3 計画の内容
 - 3 電気通信施設災害予防
 - (2) 実施計画

イ 東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

第2章 第25節 建築物災害予防計画

- 第3 計画の内容
 - 4 文化財
 - (2) 実施計画

ア 市の実施計画(教育課)

第2章 第32節 防災知識普及計画

- 第3 計画の内容
 - 3 学校及び保育園における防災教育の推進
 - (2) 実施計画

(新設)

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他

時点修正

せて修正

事業者の追加

課名の修正

の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校(園)中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮
- (工) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。
- 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (総務課、企画振興課)

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広 く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地 図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

<u>さらに</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する 調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教 訓を伝承する取組を支援する。 の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校(園)中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意 識の高揚を図る。
- 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画(総務課、企画振興課)

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が 閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

県の地域防災計画に合わ せて修正

国土地理院との連携について記載

第3章 第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる調査事項について担当課、担当係が関係の機関及び 団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確 な情報の把握に努める。

市は被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機 関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援 を行い、被害情報等の把握に努める。

また、県・市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような 災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留 意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、 住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部 の協力に基づき正確な情報の収集に努める。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否</u> 不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- 5 災害情報の収集・連絡系統
- (3) 実施事項の概要
- イ 地震情報
- (イ) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<mark>検知</mark>時刻を<mark>連報</mark>。

(ウ) 地震情報 (震源に関する情報)

震度3以上<mark>を観測した</mark>場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を 発表した場合は発表しない。

「津波の心配<mark>がない</mark>」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の 心配はない」旨を<u>付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュ</u> ード)を発表。

(エ) 地震情報 (震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表<mark>または</mark>若干の海面変動が予想される、緊急地震速報(警報)を発表<mark>の</mark>いずれかに該当する場合に発表する情報。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上<mark>の地域名</mark>

<mark>と市町村毎の観測した震度</mark>を発表。

震度5弱以上<mark>と考えられる</mark>地域<mark>で、震度を入手していない地点がある</mark>場合<mark>は、</mark> その市町村名を発表。

第3章 第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる調査事項について担当課、担当係が関係の機関及び 団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確 な情報の把握に努める。

市は被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、県・市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような 災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留 意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、 住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部 の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 (新設)

県の地域防災計画に合わ せて修正

- 5 災害情報の収集・連絡系統
 - (3) 実施事項の概要
 - イ 地震情報
 - (イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報 (震源に関する情報)

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素(発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、

<mark>震央地名とともに</mark>「津波の心配<mark>なし</mark>」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報 (震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の<mark>震源要素、震央地名、地域震度と</mark>震度3以上<mark>が観測された市町村名</mark>を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られて

地震情報について、長 野地方気象台に確認の 上、表記を修正 (オ) 地震情報(その他の情報)

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を 観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報)

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マ</u> グニチュード)を発表。

震度5弱以上<mark>と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある</mark>場合<u>は</u>、 その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。

(キ) 地震情報(推計震度分布図)

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその 規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。 いない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報 (その他の情報)

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を 観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報)

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からな

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報(推計震度分布図)

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(新設)

長周期地震動に関する 観測情報について記載

第3章 第2節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

- 1 市の実施対策(全部等)
 - (2) 災害対策本部等の危機管理初動体制
 - ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の初動体制をとる

活動体制			設置及び参集基準
(職員参	役割	本部員等	(いずれかを満たした場合)
集)			◎は自動参集
四次体制	災害が発生し、又	本部長:市長(対応で	【緊急体制】
(災害対	は災害が発生する	きない場合は①副市長	◎市内震度 6 弱の地震発生時
策本部設	おそれがある場合	②教育長)	◎南海トラフ地震臨時情報(巨
置)「緊急	に、災害対策に特化	副本部長:副市長、教	大地震警戒)発表時
体制」また	した組織を編成し、	育長	◎特別警報(大雨、暴風、暴風
は「全員体	情報収集、災害対策	本部員:全部長	雪、大雪等) の発表時
制」	方針の作成、方針に	(全職員は、本部の指示	○次に掲げるいずれかの場合
	沿った災害予防及	により行動)	で、市長が必要と認めたとき
	び災害応急対策を		・噴火警戒レベル 4 <u>(高齢者等</u>
	行う。		<u>避難)</u> 発表時
			・柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全
			面緊急事態※」が発生した場合
			・複数の住家被害及び死者が想
			定される大規模な災害が発生
			した場合等で、全部局での対応
			が必要な場合

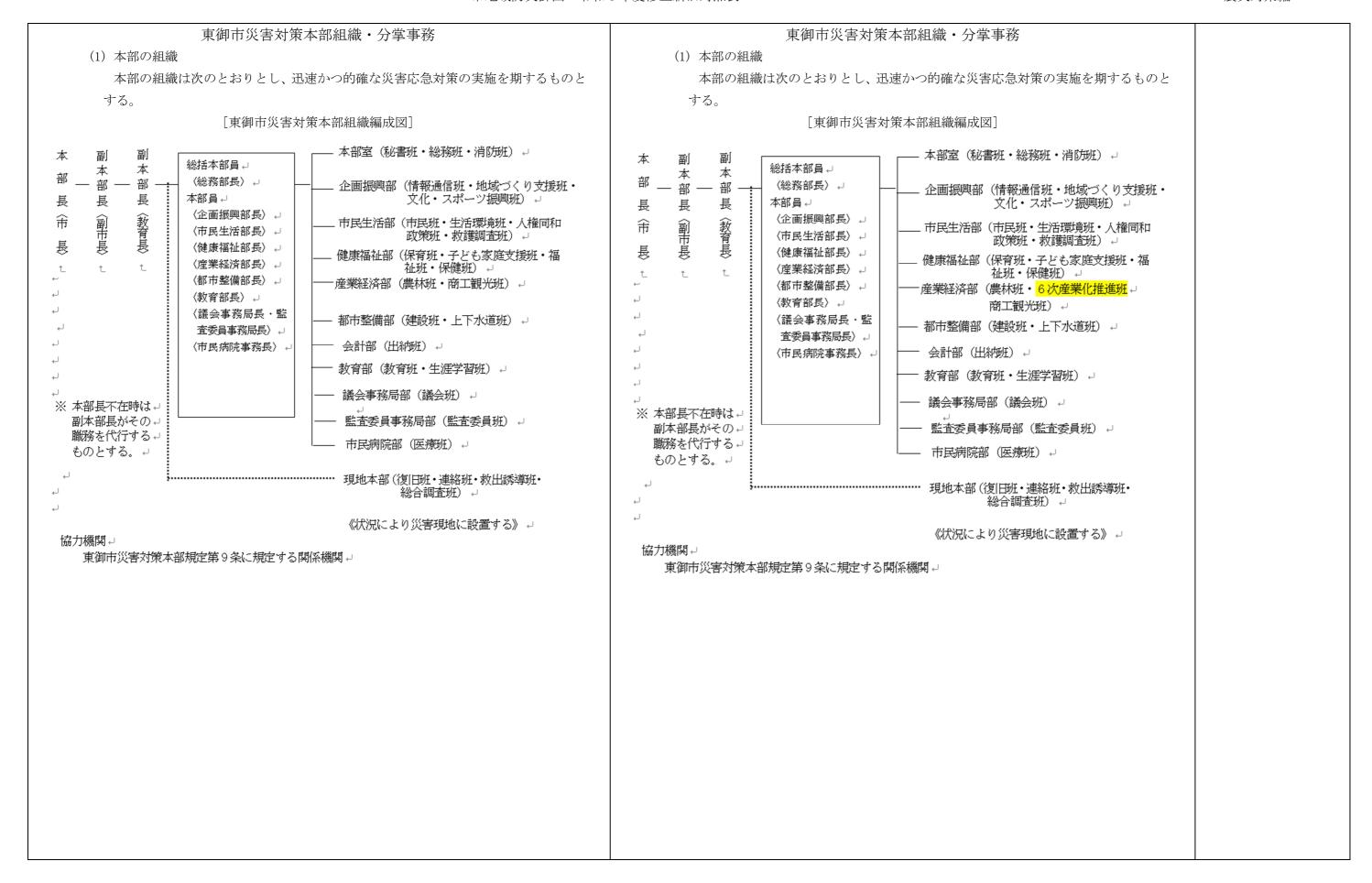
第3章 第2節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

- 1 市の実施対策(全部等)
 - (2) 災害対策本部等の危機管理初動体制
 - ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の初動体制をとる

活動体制			設置及び参集基準
(職員参	役割	本部員等	(いずれかを満たした場合)
集)			◎は自動参集
四次体制	災害が発生し、又	本部長:市長(対応で	【緊急体制】
(災害対	は災害が発生する	きない場合は①副市長	◎市内震度 6 弱の地震発生時
策本部設	おそれがある場合	②教育長)	◎南海トラフ地震臨時情報(巨
置)「緊急	に、災害対策に特化	副本部長:副市長、教	大地震警戒)発表時
体制」また	した組織を編成し、	育長	◎特別警報(大雨、暴風、暴風
は「全員体	情報収集、災害対策	本部員:全部長	雪、大雪等) の発表時
制」	方針の作成、方針に	(全職員は、本部の指示	○次に掲げるいずれかの場合
	沿った災害予防及	により行動)	で、市長が必要と認めたとき
	び災害応急対策を		・噴火警戒レベル <mark>4 (避難準備)</mark>
	行う。		発表時
			・柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全
			面緊急事態※」が発生した場合
			・複数の住家被害及び死者が想
			定される大規模な災害が発生
			した場合等で、全部局での対応
			が必要な場合

噴火警戒レベルのキー ワード変更に伴う修正



(2) 東御市災害	三 対策本部構成	及び事務分掌		
●企画振興部 企画振興部長	●情報通信 班 企画振興課 長 ●地域づく り支げでま 地域変長	企画政策係長 移住・定住シティプロモーション係長 地域づくり支援 係長	同 員 后 員 后 員	1 災害情報の入手、各部の被害状況の取りまとめ及び県、関係機関への報告に関すること。 2 メール配信、防災ラジオ等通信機器の総括に関すること。 3 市民への災害広報に関すること。 4 被害者情報に関すること。 5 公益事業(電話・鉄道・ガス・電気等)の災害情報の収集に関すること。
	●文化・スポーツ振興班文化・スポーツ振興課長	文化係長スポーツ係長	同左係	ること。 6 道路及び交通の災害情報の収集 に関すること。
●市民生活 部 市民生活部 長	●市民班 市民課長	市民係長国保年金係長	同左係員	 公害監視及び環境衛生に関すること。 ごみ及びし尿処理に関すること。
	●生活環境 班 生活環境課 長	生活安全係長 ゼロカーボン <mark>推進係長</mark> クリーンリサ イクル係長	同左係員	3 人の被害調査に関すること。4 外国人の避難誘導に関すること。5 避難所の環境の保持に関すること。6 死体の処理、埋火葬に関するこ
	● 人権同和政策 班 人権同和政策課 長	人権同和政策係 長 男女共同参画係 長	同左係員	と。 7 逃走動物及び被災動物に関すること。 8 処分地の確保に関すること。

(2)	東御市災害対策本部構成及び事務分掌
(-/	

●企画振興部	●情報通信			1 災害情報の入手、各部の被害状
企画振興部長	班	企画政策係長	同左係	況の取りまとめ及び県、関係機
	企画振興課	広報統計係長	員	関への報告に関すること。
	長	移住・定住シテ		2 メール配信、防災ラジオ等通信
		ィプロモーショ		機器の総括に関すること。
		ン係長		3 市民への災害広報に関するこ
	●地域づく			と。
	り支援班	地域づくり支援	同左係	4 被害者情報に関すること。
	地域づくり	係長	員	5 公益事業(電話・鉄道・ガス・
	支援室長			電気等)の災害情報の収集に関す
				ること。
	●文化・ス			6 道路及び交通の災害情報の収集
	ポ	文化係長	同左係	に関すること。
	ーツ振興班	スポーツ係長	員	
	文化・スポ			
	_			
	ツ振興課長			
●市民生活	●市民班			1 公害監視及び環境衛生に関する
部	市民課長	市民係長	同左係	こと。
市民生活部		国保年金係長	員	2 ごみ及びし尿処理に関するこ
長				と。
	●生活環境			3 人の被害調査に関すること。
	班	生活安全係長	同左係	4 外国人の避難誘導に関するこ
	生活環境課	環境対策係長	員	と。
	長	クリーンリサ		5 避難所の環境の保持に関するこ
		イクル係長		と。
				6 死体の処理、埋火葬に関するこ
	●人権同和政策			と。
	班	人権同和政策係	同左係	7 逃走動物及び被災動物に関する
	人権同和政策課	長	員	こと。
	長	男女共同参画係		8 処分地の確保に関すること。
		長		

組織改正に伴う修正

	●救護調査			1 家屋の被害調査に関するこ		●救護調査			1 家屋の被害調査に関するこ
	班	住民税係長	同左係	と。		班	住民税係長	同左係	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	税務課長	資産税係長	員	2 り災証明に関すること。		税務課長	資産税係長	員	2 り災証明に関すること。
		収税管理係長		3 応急対策物品、救助物資及び			収税管理係長		3 応急対策物品、救助物資及び
				食糧等の供給に関すること。					食糧等の供給に関すること。
健康福祉	●保育班			1 応急保育に関すること。	●健康福祉	●保育班			1 応急保育に関すること。
部	保育課長	保育係長	同左係	2 炊き出し等による食品の給与に	部	子育て支援課	<mark>子育て支援係長</mark>	同左係	2 炊き出し等による食品の給与に
健康福祉部		各保育園長	員	関すること。	健康福祉部	<mark>長</mark>	保育係長	員	関すること。
長					長		各保育園長		
	●子ども家			1 保育班の事務分掌に関するこ		●子ども家			1 保育班の事務分掌に関するこ
	庭支援班	<mark>子ども政策係長</mark>	同左係	と。		庭支援班	子ども家庭支援	同左係	と。
	子ども家庭	子ども家庭支援	員			子ども家庭	係長	員	
	支援 <mark>課</mark> 長	係長				支援 <mark>室</mark> 長			
	●福祉班			1 社会福祉協議会、民間協力団体		●福祉班			1 社会福祉協議会、民間協力団体
	福祉課長	 福祉推進係長	同左係	等との連絡調整に関すること。		福祉課長	福祉推進係長	同左係	等との連絡調整に関すること。
		 福祉援護係長	員	2 義援物資の受領及び保管に関す			福祉援護係長	員	2 義援物資の受領及び保管に関す
		高齢者係長		ること。			高齢者係長		ること。
		地域包括支援係長		3 被服、寝具その他生活必需品の			地域包括支援係長		3 被服、寝具その他生活必需品の
				給与又は貸与に関すること。					給与又は貸与に関すること。
				4 災害救援ボランティアに関する					4 災害救援ボランティアに関する
				こと。					こと。
				5 災害義援金、見舞金に関するこ					5 災害義援金、見舞金に関するこ
				٤.					と。
				6 要支援者の誘導、収容に関する					6 要支援者の誘導、収容に関する
				こと。					こと。
				7 福祉施設の被害調査及び応急対					7 福祉施設の被害調査及び応急対
				策に関すこと。					策に関すこと。
	●保健班			1 保健衛生全般に関すること。		●保健班			1 保健衛生全般に関すること。
	健康保健課	保健係長	同左係	2 負傷者の収容及び救護等に関す		健康保健課	保健係長	同左係	2 負傷者の収容及び救護等に関す
	長	健康増進係長	員	ること。		長	健康増進係長	員	ること。
		地域医療推進係		3 防疫及び感染に関すること。			地域医療推進係		3 防疫及び感染に関すること。
		長		4 食品衛生に関すること。			長		4 食品衛生に関すること。

●産業経済	●農林班			1 災害情報の収集、整理、伝達に関
部	農林課長	農政係長	同左係	すること。
産業経済部		担い手支援係長	員	2 所管事務に関する外部機関への
長		耕地林務係長		報告に関すること。
		農業委員会事務		3 農林業関係の被害調査、応急対
		局次長		策及び復旧に関すること。
		農産物振興係長		4 畜産衛生に関すること。
				5 被災者の営農資金融資に関する
				こと。
	●商工観光			1 商工業、交通関係の被害調査及
	班	商工労政係長	同左係	び応急対策に関すること。
	商工観光課	観光係長	員	2 観光客の安全確保に関するこ
	長			と。
				3 観光施設の被害調査及び応急対
				策に関すること。

●教育部	●教育班			1 応急の教育に関すること。
教育部長	教育課長	学校教育係長	同左係	2 被災児童生徒に対する教材、学
		学校施設・青	員	用品等の交付に関すること。
		少年教育係長		3 学校内の被害対策に関するこ
		学校人権同和		と。
		教育係長		4 文化財の被害調査及び応急対策
				に関すること。
	●生涯学習班			1 り災者の誘導及び収容に関する
	生涯学習課長	社会教育・公	同左係	こと。
		民館係長	員	
		文化財係長		
		図書館係長		

●産業経済 ●農林班 1	災害情報の収集、整理、伝達に関
部 農林課長 農政係長 同左係	すること。
産業経済部 担い手支援係長 員 2	2 所管事務に関する外部機関への
長耕地林務係長	報告に関すること。
農業委員会事務 3	3 農林業関係の被害調査、応急対
局次長	策及び復旧に関すること。
	畜産衛生に関すること。
5	被災者の営農資金融資に関する
	こと。
● 6 次産業 1	農林班の事務分掌に関するこ
化推進班	と。
6 次産業化 同 左 係	
推進室長	
●商工観光 1	商工業、交通関係の被害調査及
班 商工労政係長 同 左 係	び応急対策に関すること。
商工観光課 観光係長 員 2	2 観光客の安全確保に関するこ
長	と。
3	3 観光施設の被害調査及び応急対
	策に関すること。

●教育部	●教育班			1 応急の教育に関すること。
教育部長	教育課長	学校教育係長	同左係	2 被災児童生徒に対する教材、学
		青少年教育係	員	用品等の交付に関すること。
		長		3 学校内の被害対策に関するこ
		学校人権同和		と。
		教育係長		4 文化財の被害調査及び応急対策
				に関すること。
	●生涯学習班			1 り災者の誘導及び収容に関する
	生涯学習課長	社会教育・公	同左係	こと。
		民館係長	員	
		文化財係長		
		図書館係長		

現地災害対策本部長	復旧班		1 復旧に関すること。			
副市長	連絡班		2 通信途絶時に本部との連絡に関			
消防団長	救助誘導班		すること。			
副本部長	総合調査班		3 <mark>避難指示</mark> 時の救出誘導に関する			
消防副団長	班長 各分団	長	こと。			
	副班長 各副	分団	4 全域の被害調査に関すること。			
状況により災害現場に設置	長					
する	(分団で班編成す	る)				
第3章 第3節 広域相互応援活動 第1 基本方針						
<u> </u>						
① 東海地震に関連する情報	の1つである東	「東済	海地震応急対策活動要領」(平成 15 年			

①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において

東海地震が突発的に発生した場合

海地震注意情報が発令された場合

震災害警戒本部が設置された場合

③ 東海地震が発生し、その災害に対処する

ために緊急災害対策本部が設置された場

また、事前の情報が発表されることなく、

② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地 4月21日修正)

設定された想定震源断層域と重なる区域 であり、中部地方、近畿地方及び四国・

九州地方のいずれの地域においても、震

度6強以上の震度の観測又は大津波警報

<u>の発表のいずれかがあった場合</u>

②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 において設定された想定震源断層域と重

なる区域でM8. 0以上の地震が発生し、 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警

戒)」が発表される可能性がある場合

・南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (平成26年3月28日中央防災会議決定)

12月16日中央防災会議決定、平成18年

・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具

体的な活動内容に係る計画(平成16年6

月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成

18年4月21日修正)

・「南海トラフ地震における具体的な応急 対策活動に関する計画」

(平成27年3月30日中央防災会議幹事会

決定、令和4年6月改訂)

現地災害対策本部長	復旧班	1 復旧に関すること。
副市長	連絡班	2 通信途絶時に本部との連絡に関
消防団長	救助誘導班	すること。
副本部長	総合調査班	3 <mark>避難命令</mark> 時の救出誘導に関する
消防副団長	班長 各分団長	こと。
	副班長 各副分団	4 全域の被害調査に関すること。
状況により災害現場に設置	長	
する	(分団で班編成する)	

警戒レベルの修正

第3章 第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

A.F.	第 1	基本方針		
	4	東海地震に関連する情報	•「東海地震応急対策活動要	・南海トラフ地震防災対策
		の1つである東海地震注	領」(平成 15 年 12 月 16 日	推進基本計画(平成26年
		意情報が発令された場合	中央防災会議決定、平成 18	3月28日中央防災会議
	(5)	東海地震に係る警戒宣言	年4月21日修正)	決定)
		が発せられ、地震災害警	·「東海地震応急対策活動要	・「南海トラフ地震におけ
		戒本部が設置された場合	領」に基づく具体的な活動	る具体的な応急対策活
	6	東海地震が発生し、その	内容に係る計画(平成16年	動に関する計画」
		災害に対処するために緊	6月29日中央防災会議幹	(平成 27 年 3 月 30 日中央
		急災害対策本部が設置さ	事会申合せ、平成18年4月	防災会議幹事 <mark>申合せ</mark>)
		れた場合	21 日修正)	
		また、事前の情報が発表		
		されることなく、東海地		
		震が突発的に発生した場		
		合		
		東京湾北部地震(東京湾	•「首都直下地震応急対策活	
		北部を震源とするマグニ	動要領」(平成 18 年 4 月 21	
		チュード7.3の地震)及	日中央防災会議決定、平成	
		びその他東京23区で震	22年1月15日修正)	
		度6強を観測する程度の	・「首都直下地震応急対策活	
		地震が発生し、その災害	動要領」に基く具体的な活	
		に対処するために緊急災	動内容に係る計画」(平成	
		害対策本部設置された場	20年12月11日中央防災	
		<mark>合</mark>	会議幹事会申合せ)	

東京23 区の区域において、震度6強以上の 震度が観測された場合、又は東京23 区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれ ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)

第3章 第11節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

る場合

- 1 避難指示、緊急安全確保
- (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画 (関係課等)
 - ウ 避難指示及び報告、通知等
 - (エ) 警察官の行う措置
 - a 指示
 - (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める 要と認める 居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き ②は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- (e)避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知 徹底を図る。
- 2 警戒区域の設定
- (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策(総務課・建設課・東御消防署) ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。
- 4 避難所の開設・運営
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策 (関係課等)
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の 協力が得られるよう努める。

第3章 第11節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

- 1 避難指示、緊急安全確保
 - (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画(関係課等)
 - ウ 避難指示及び報告、通知等
 - (エ) 警察官の行う措置
 - a 指示
 - (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。
 - (e) 避難のための<mark>勧告、</mark>指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

災害対策基本法の記載に合わせて修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

- 2 警戒区域の設定
- (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策(総務課・建設課・東御消防署)
- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の<mark>勧告又は</mark>指示と同様、関係機関及び住民に その内容を周知する。
- 4 避難所の開設・運営
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(関係課等)
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の 協力が得られるよう努める。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア

f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

(サ)指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。

第3章 第27節 災害広報活動

第3 活動の内容

- (2) 実施計画
- イ 放送事業者が実施する対策
- (ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、<mark>避難情報</mark>等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は 速やかに放送を実施するものとする。

第3章 第28節 土砂災害等応急活動

- 第3 活動の内容
 - 2 地すべり等応急対策
 - (2) 実施計画
 - イ 関係機関が実施する対策
 - (オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、 発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア

(新設)

(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

県の地域防災計画に合わ せて修正

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記

第3章 第27節 災害広報活動

第3 活動の内容

- (2) 実施計画
- イ 放送事業者が実施する対策
- (ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、<mark>避難命令</mark>等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は 速やかに放送を実施するものとする。 県の地域防災計画に合わ せて修正

第3章 第28節 土砂災害等応急活動

第3 活動の内容

- 2 地すべり等応急対策
- (2) 実施計画
- イ 関係機関が実施する対策
- (オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示<mark>又は避難勧告</mark>の 対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

第5章 第3節 情報収集伝達計画

第2 応急対策実施状況等の情報伝達

市役所及び防災関係機関は、相互に連絡をとり警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者—市町村—保健福祉事務所(保健
	所)—県警戒本部
金融機関の営業状況	金融機関—長野財務事務所—県警戒本部
主要食料の在庫状況等	関東農政局 <mark>長野県拠点</mark> —県警戒本部
列車の運転状況、旅客の状況	JR会社、しなの鉄道㈱―県警戒本部
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社―県警戒本部
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者-県警戒本部
救護医療班の出動体制	日本赤十字社一県警戒本部
	(社)県医師会―県警戒本部
	東日本高速道路㈱-県警戒本部
道路の交通規制の状況・車両通行状況	地方整備局-県警戒本部
	東御市-建設事務所-県警戒本部
緊急輸送車両の確保台数	(社)県トラック協会―県警戒本部
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設	東御市―地域振興局―県警戒本部
の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	本
幼稚園、保育園、小中学校・高校の授業実施	東御市教育委員会一教育事務所一県警戒本部
状況等	朱岬川秋月安貝云――――――――――――――――――――――――――――――――――――

第5章 第3節 情報収集伝達計画

第2 応急対策実施状況等の情報伝達

市役所及び防災関係機関は、相互に連絡をとり警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者—市町村—保健福祉事務所(保健
	所) —県警戒本部
金融機関の営業状況	金融機関—長野財務事務所—県警戒本部
主要食料の在庫状況等	関東農政局 <mark>長野地域センター</mark> —県警戒本部
列車の運転状況、旅客の状況	JR会社、しなの鉄道㈱―県警戒本部
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社―県警戒本部
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者-県警戒本部
救護医療班の出動体制	日本赤十字社—県警戒本部
	(社)県医師会—県警戒本部
	東日本高速道路㈱-県警戒本部
道路の交通規制の状況・車両通行状況	地方整備局-県警戒本部
	東御市-建設事務所-県警戒本部
緊急輸送車両の確保台数	(社)県トラック協会―県警戒本部
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設	東御市―地域振興局―県警戒本部
の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	宋岬川一地域派英州一宗書成本印
幼稚園、保育園、小中学校・高校の授業実施	 東御市教育委員会―教育事務所―県警戒本部
状況等	木岬川牧月安貝工一牧月尹伤川一宗書成本部

名称の修正

	新		旧	修正理由・備者
第1章	第4節 防災上重要な機関の実施責任と	第1章	第4節 防災上重要な機関の実施責任と	
	処理すべき事務又は業務の大綱		処理すべき事務又は業務の大綱	
第2 処理すべき事務	又は業務の大綱	第2 処理すべき事務	又は業務の大綱	
3 指定地方行政	機関	3 指定地方行政	機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
(4) 関東農政局	ア 災害予防対策	(4) 関東農政局	ア 災害予防対策	
(<mark>長野県拠点</mark>)	(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の	 (<mark>長野支局</mark>)	(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の	名称の修正
	実施又は指導に関すること。		実施又は指導に関すること。	
	(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、		(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、	
	土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防		土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防	
	止等の施設の整備に関すること。		止等の施設の整備に関すること。	
	イ 応急対策		イ 応急対策	
	(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する		(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する	
	こと。		こと。	
	(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する		(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する	
	こと。		こと。	
	(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。		(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。	
	(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び		(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び	
	病害虫の防除に関すること。		病害虫の防除に関すること。	
	(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に		(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に	
	関すること。		関すること。	
	ウ 復旧対策		ウ 復旧対策	
	(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、		(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、	
	農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の		農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の	
	実施に関すること。		実施に関すること。	
	(イ)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する		(イ)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する	
	こと。		こと。	
5 指定公共機関		5 指定公共機関		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
(4)電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株) N T T ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)。	(4)電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱	
	楽天モバイル(株)		(新設))	事業者の追加
	ア 電気通信設備の保全に関すること。		ア 電気通信設備の保全に関すること。	
	イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。		イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	

上重要な施設の管理者 心理すべき事務又は業務の大網	7 公共的団体が機関の名称	なび防災上重要な施設の管理者	
		Linguist Constitution of the constitution of t	1
		処理すべき事務又は業務の大網	
ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に と。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。	同組合 JA 佐久浅間農業		名称の修正
		サ	
ウ ェ	被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん と。	被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 と。	被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 と。

第2章 第1節 風水害に強い市づくり

第3 計画の内容

- 1 風水害に強い市土づくり
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画(全部等)
- (エ)風水害に強い市土の形成を図るため、県が実施する計画内の下記事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
- c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策 と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体 的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推 進する。
- 2 風水害に強いまちづくり
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画(全部等)
- (ア) 風水害に強いまちの形成
- a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(略)

- g 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是 正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要 に応じて住民への周知を図る。
- <u>h</u> 道路防災対策等を通じて<u>、強靭で</u>信頼性の高い道路網の整備を図る。また、 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の 交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して、道路の占用の禁止又は 制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者におけ</u> る無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- **」** 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

第2章 第1節 風水害に強い市づくり

第3 計画の内容

- 1 風水害に強い市土づくり
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画 (全部等)
- (エ) 風水害に強い市土の形成を図るため、県が実施する計画内の下記事項に配慮しつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
- c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の 整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

県の地域防災計画に合わ せて修正

- 2 風水害に強いまちづくり
 - (2) 実施計画
 - ア 市の実施計画 (全部等)
 - (ア) 風水害に強いまちの形成
 - a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(略)

(新設)

- g 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- h 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
- (n) 山地災害危険地区<mark>、地すべり危険箇所</mark>等における<mark>山地治山、防災林造成、地すべり防止</mark>施設の整備及び山地災害危険地区<mark>の周知等</mark>の総合的な山地災害対策の推進

特に<mark>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダ</mark>

策を推進

特に<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等</u>を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(略)

- (エ) 災害応急対策等への備え
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を 時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものと する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行う とともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるも のとする。
- <u>h</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等と の災害協定の締結を推進する。
- <u></u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むもの。
- 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- イ 関係機関が実施する計画
- (ウ) 災害応急対策等への備え
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を 時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものと する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行う とともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるも のとする。
- <u>h</u> 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画

- 第3 計画の内容
 - 3 通信手段の確保
 - (2) 実施計画
 - ア 市の実施計画(総務課)
 - (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE (PS-LTE) 等の移動

ムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(略)

(エ) 災害応急対策等への備え

(新設)

- g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等と の災害協定の締結を推進する。
- h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むもの。
- i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- イ 関係機関が実施する計画
- (ウ) 災害応急対策等への備え

(新設)

g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画

- 第3 計画の内容
 - 3 通信手段の確保
 - (2) 実施計画
 - ア 市の実施計画 (総務課)
 - (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

系の応急対策機器の整備を図る。

第2章 第4節 活動体制計画

第3 計画の内容

- 3 防災中枢機能等の確保
- (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対 する安全性の確保等に努める必要がある。

また、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎等の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心と なる代替施設の確保を図る必要がある。

第2章 第5節 広域相互応援計画

第3 計画の内容

- 2 市町村間の相互応援協定
- (1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」 が、締結されている。

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、

な、

令和4年9月1日

現在

215

協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

第2章 第6節 救助・救急・医療計画

第3 計画の内容継続

- 3 災害時拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備
- (2) 実施計画
- イ 関係機関が実施する計画
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立 や、災害派遣医療チーム (DMAT) から中長期的な医療を担うチームへの円 滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエ ゾン<u>の確保</u>に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、 関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

第2章 第4節 活動体制計画

第3 計画の内容

- 3 防災中枢機能等の確保
- (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対 する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎等の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心と なる代替施設の確保を図る必要がある。

第2章 第5節 広域相互応援計画

第3 計画の内容

- 2 市町村間の相互応援協定
- (1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」 が、締結されている。

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているの

は、<mark>令和2年3月1日</mark>現在<mark>208</mark>協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

第2章 第6節 救助・救急・医療計画

第3 計画の内容継続

- 3 災害時拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備
- (2) 実施計画
- イ 関係機関が実施する計画
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立 や、災害派遣医療チーム (DMAT) から中長期的な医療を担うチームへの円 滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエ ゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機 関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

県の地域防災計画に合わ せて修正

時点修正

脱字の修正

第2章 第7節 消防・水防活動計画

- 第3 計画の内容
 - 2 水防計画
 - (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・建設課・農林課)

(ス)(コ)~(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の<u>(セ)~(ツ)の</u>事項を 実施する。

第2章 第8節 要配慮者支援計画

- 第3 計画の内容
 - 1 要配慮者支援計画の作成
 - (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (総務課・福祉課)

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件を考慮し対象者とする。

①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③避難行動を取る上で必要な身体能力

④独居等の居住実態、社会的孤立の状況

第2章 第11節 避難の受入活動計画

- 第3 計画の内容
 - 1 避難計画の策定
 - (2) 実施計画
 - ア 県及び市が実施する計画
 - (カ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等(自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。) の確保に努める。

(略)

第2章 第7節 消防·水防活動計画

第3 計画の内容

- 2 水防計画
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・建設課・農林課)

(ス)(コ)~(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

文言の修正

福祉課による修正

第2章 第8節 要配慮者支援計画

第3 計画の内容

- 1 要配慮者支援計画の作成
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・福祉課)

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者とする。

①要介護認定3~5を受けている者

②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心

臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)

③療育手帳 A を所持する知的障がい者

④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

⑤市の生活支援を受けている難病患者

⑥上記以外で区長が支援の必要を認めた者

第2章 第11節 避難の受入活動計画

第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定
- (2) 実施計画

ア 県及び市が実施する計画

(カ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。

県の地域防災計画に合わ せて修正

(略)

||竹/

23

- イ 市の実施計画 (関係課等)
- (イ) 避難計画の作成
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (a) 平常時における広報
 - ○ホームページ、SNS 等による周知
 - ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ○住民に対する巡回指導
 - ○防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - ○ホームページ、SNS 等による周知
 - ○広報車による周知
 - ○避難誘導員による現地広報
 - ○住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることが できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を 整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等 やむを得ないときは、<mark>緊急</mark>安全確保を<mark>講ず</mark>べきことにも留意する。

(略)

- 3 指定避難所の確保
- (2) 実施計画
 - (イ) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的 ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定す るよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や 吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(略)

- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してく ることがないよう、必要に応じて、住民等へ周知徹底するよう努める。
- (カ) 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、<mark>必要に応</mark> じて、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉 避難所へ避難することができるよう努める。

(略)

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールト イレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式 トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮す る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可 能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- イ 市の実施計画 (関係課等)
- (イ) 避難計画の作成
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (a) 平常時における広報
 - ○ホームページ、Twitter 等による周知
 - ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ○住民に対する巡回指導
 - ○防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - ○ホームページ、Twitter 等による周知
 - ○広報車による周知
 - ○避難誘導員による現地広報
 - ○住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることが できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を 整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等 やむを得ないときは、<mark>屋内</mark>安全確保<mark>等安全措置をとる</mark>べきことにも留意する。

(略)

- 3 指定避難所の確保
- (2) 実施計画
 - (イ) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配 慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

(略)

- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してく ることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を 指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (カ) 市は、<mark>前述の公示を活用しつつ、</mark>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を 事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となっ た際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(略)

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールト イレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式 トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮す

県の地域防災計画に合わ せて修正

福祉課による修正

時点修正

(略)

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(<u>令和4年3月改訂)</u>長野県避難所 TKB スタンダード等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので 運用に努める。

(略)

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な 確保のために、専門家<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努 める。

第2章 第21節 通信·放送施設災害予防計画

- 第3 計画の内容
 - 3 電気通信施設災害予防
 - (2) 実施計画

イ 東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル機が実施する計画

第2章 第32節 防災知識普及計画

- 第3 計画の内容
 - 3 学校及び保育園における防災教育の推進
 - (2) 実施計画
 - ア 市の実施計画(教育課・子育て支援課)
 - (イ)消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
 - (ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校(園)中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 要配慮者に対する配慮
 - (工) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災 意識の高揚を図る。

(略)

- 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画(総務課、企画振興課)

(略)

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月長野県避難所 TKB スタンダード) 等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。

(略)

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な 確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

県の地域防災計画に合わ せて修正

第2章 第21節 通信・放送施設災害予防計画

- 第3 計画の内容
 - 3 電気通信施設災害予防
 - (2) 実施計画

イ 東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が実施する計画

事業者の追加

第2章 第32節 防災知識普及計画

- 第3 計画の内容
 - 3 学校及び保育園における防災教育の推進
 - (2) 実施計画
 - ア 市の実施計画(教育課・子育て支援課)

(新設)

- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校(園)中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災 意識の高揚を図る。

(略)

- 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画(総務課、企画振興課)

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広 く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地 図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2章 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

<u>災害時</u>に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災 関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対 応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の生活を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2章 第37節 ボランティア活動の環境整備

第3 計画の内容

- 2 ボランティア活動の環境整備
- (2) 実施計画

市の実施計画(福祉課)

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が 閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する 調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害 教訓を伝承する取組を支援する。 県の地域防災計画に合わ せて修正

国土地理院との連携について記載

第2章 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や 防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対す る対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の生活を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2章 第37節 ボランティア活動の環境整備

第3 計画の内容

- 2 ボランティア活動の環境整備
- (2) 実施計画

市の実施計画(福祉課)

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

県の地域防災計画に合わ せて修正

第3章 第1節 災害直前活動

第3 活動の内容

- 2 住民の避難誘導対策
- (2) 実施計画

ア 市の実施対策(全部等)

(削除)

- (エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な 親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等 を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で 「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場 所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことに ついて、住民等への周知徹底に努める。
- (オ) 市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (力) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業所の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、㈱エフエムとうみ等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (キ)情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置とる。
- <u>(ケ)</u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (コ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (サ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (シ) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法 人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避 難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周

第3章 第1節 災害直前活動

第3 活動の内容

- 2 住民の避難誘導対策
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(全部等)
- (エ) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、 「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動 を住民がとれるように努める。
- (オ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な 親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等 を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で 「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場 所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことに ついて、住民等への周知徹底に努める。
- (カ) 市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (キ)住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業所の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、㈱エフエムとうみ等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (ク)情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置とる。
- (コ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の 確認に努める。
- (サ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民 等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (シ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (ス) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法 人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避 難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周

知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるもの を含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(ス) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

4 警報等の種類及び発表基準

- 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報
- (1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象より、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の種類と概要(長野地方気象台が発表するもの)

特別警報・警報・注意報の		世級と例安(民国地方 気象日が完成するもの) 概 要
種類		
		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ
		が著しく大きい <mark>と予想された</mark> ときに発表される。大雨特別
		警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水
	大雨特別警報	害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警
		戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫してい
		る状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全
		を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
4七.口(<i>枯</i> 女 ±口	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ
特別警報	人 当 行 別 書 報	が著しく大きい <mark>と予想された</mark> ときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ
	茶風付別言報	が著しく大きい <mark>と予想された</mark> ときに発表される。
		雪を伴う暴風特に異常であるため重大な災害が発生する
	 暴風雪特別警	おそれが著しく大きい <mark>と予想された</mark> ときに発表される。「暴
		風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程
	ŦIX	障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び
		かけられる。
		大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ
警報	大雨警報	れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災
		害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)

知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるもの を含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(セ) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

4 警報等の種類及び発表基準

- 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報
- (1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象より、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

長野地方気象台による 修正

特別警報・警報・注意報の種類と概要(長野地方気象台が発表するもの)

特別警報・警報・汪怠報の種類と概要(長野地万気象台が発表するもの) 		
特別警報・警報・注意報の		概要
種類		
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警 報	雪を伴う暴風特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大 な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による 重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報

		のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報			(土砂災害) は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要
		(土砂災害) は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要			とされる警戒レベル3に相当。
		とされる警戒レベル3に相当。			河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ
<u> </u>		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ			り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
		り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき		洪水警報	に発表される。河川の増水や氾濫、提坊の損傷や決壊によ
	洪水警報	に発表される。河川の増水や氾濫、提坊の損傷や決壊によ			る重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な
		る重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な			場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。			大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ
		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ		大雪警報	れたときに発表される。
	大雪警報	れたときに発表される。			暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ
		暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ		暴風警報	れたときに発表される。
	暴風警報	れたときに発表される。			雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある
		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある			と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」
		と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」		暴風雪警報	に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災
	暴風雪警報	に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災			害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
		害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。			大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたと
		大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたと		1 X	きに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確
		きに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確		大雨注意報	認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警
	大雨注意報	認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警			戒レベル2である。
		戒レベル2である。			河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災
		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災			害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され
		害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され		洪水注意報	る。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に
	洪水注意報	る。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に			備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2で
		備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2で			ある。
		ある。		上面分类和	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	上岳沙 李却	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと		大雪注意報	きに発表される。
沙辛却	大雪注意報	きに発表される。	注意報	公田公本 和	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたと
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたと		強風注意報	きに発表される。
) 出 、	きに発表される。			雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想
		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想			されたときに発表される。
		されたときに発表される。		風雪注意報	「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障
	風雪注意報	「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障			害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられ
		害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられ			る。
		る。		海雪沙拉扣	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された
	油香沙辛却	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された		濃霧注意報	ときに発表される。
	濃霧注意報	ときに発表される。			落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	電沙辛却	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたと		雷注意報	きに発表される。また、発達した雷雲の下で発生すること
	雷注意報	きに発表される。また、発達した雷雲の下で発生すること			の多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起

		の多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起
		が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報
		で呼びかけられる。
		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想さ
	乾燥注意報	れたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい
		気象条件が予想されたときに発表される。
	かだり分字却	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想さ
	なだれ注意報	れたときに発表される。
		著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想さ
	着氷注意報	れたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船
		体等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想さ
	着雪注意報	れたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船
		体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	融雪注意報	きに発表される。具体的には、洪水、浸水害、土砂災害等
		の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	霜注意報	に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への
		被害が発生するおそれがあるときに発表される。
		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	压油分类和	きに発表される。具体的には、低温による農作物等への著
	低温注意報	しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が
		発生するおそれがあるときに発表される。
	 	·

特別警報基準

種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想
暴風	される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹
茶風雪	くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注)発表にあたっては、<u>指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)</u>、積雪量、台 風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を 設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

	が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報
	で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想さ
乾燥注意報	れたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい
	気象条件が予想されたときに発表される。
わだれ汁辛却	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想さ
なだれ注意報	れたときに発表される。
	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想さ
着氷注意報	れたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船
	体等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想さ
着雪注意報	れたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船
	体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと
融雪注意報	きに発表される。具体的には、洪水、浸水害、土砂災害等
	の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
霜注意報	に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への
	被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたと
低温注意報	きに発表される。具体的には、低温による農作物等への著
凶 価任息刊	しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が
	発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種 類	発表基準		
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
显 园	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想		
暴風	される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹		
	くと予想される場合		
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

(注)発表にあたっては、<mark>降水量</mark>、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害 事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断す る。

警報•注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

	府県予報区		長野県 発表官署 長野地方気象台		
東御市	一次細分区域		中部		
	市町村等をまとめた地域		上田地域		
警報		(浸水害)	表面雨量指数基準	8	
	大雨	(土砂災害)	土壤雨量指数基準		
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=4.8, 求女川流域=4.6, 所沢川流域=3.7, 鹿曲川流域=22.2, 小相沢川流域=5.2, 大石沢川流域=4.9, 西沢川流域=3.3, 成沢川流域=5.2, 西川流域=2.2		
		複合基準*1	所沢川流域=(5, 3.3)		
			指定河川洪水予報 による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	暴風		平均風速	17m/s	
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
			表面雨量指数基準	4	
	大雨		土壤雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=2.4、求女川流域=3.7、所沢川流域=2.6、鹿曲川流域=17.7、 小相沢川流域=4.2、大石沢川流域=2.4、西沢川流域=2.6、成沢川流域=4.2、 西川流域=1.7		
		複合基準*1	金原川流域=(5, 1.6), 所沢川流域=(5, 2.6), 鹿曲川流域=(5, 14.2), 西沢川流域=(5, 1.9), 千曲川流域=(5, 42.7)		
		指定河川洪水予報 による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
	強風		平均風速	13m/s	
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪		有義波高		
E意報	高潮		潮位		
	2		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度20%で実効	h温度55%* ²	
	なだれ		1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
	低温		夏朔:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬朔:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
	霜		早霜・晩霜期に最低		
	着氷		著しい着氷が予想される場合		
	着雪		著しい着雪が予想さ	h ス組合	

^{*1(}表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

警報•注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

発表官署 長野地方気象台

	应用又积点		医 爾7 個	発表官者 長野地万気象部	
東御市	府県予報区		長野県		
	一次細分区域		中部		
警報	市町村等をまとめた地域		上田地域		
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準		
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準		
	洪水		流域雨量指数基準	金原川流域=4.7, 求女川流域=4.6, 所沢川流域=3.7, 鹿曲川流域=19.1, 小相沢川流域=4.9, 大石沢川流域=4.6, 西沢川流域=3.1, 成沢川流域=5.1, 西川流域=2.2	
			複合基準*1	所沢川流域=(5, 3.3), 西沢川流域=(5, 2.7)	
			指定河川洪水予報 による基準	信濃川水系千曲川上流[下越·塩名田]	
	暴風		平均風速	17m/s	
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	4.7		表面雨量指数基準	4	
	大雨		土壤雨量指数基準	64	
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=15.2, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 成沢川流域=3.6, 西川流域=1.7		
		複合基準*1	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4)		
			指定河川洪水予報 による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	強風		平均風速	13m/s	
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪		有義波高		
N # +0	高潮		潮位		
注意報	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度20%で実効湿度55%*2		
	なだれ		1. 表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5°C以上高い、または日降水量が15mm以上		
	低温		夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、 かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
	霜		早霜・晩霜期に最低	気温 2°C以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合		
	着雪		著しい着雪が予想さ	れる場合	
紀録的短	持間大雨情報		1時間雨量	100mm	

^{*1(}表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

^{*2} 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

種 類	情報名	概 要
		基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫
		危険水位以上の状況が継続しているとき <u>、または水</u>
		位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のあ
		<u>る水位に到達する見通しとなったとき</u> に発表され
洪水警報	氾濫危険情報	る。
		いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等
		の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難
		情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの
		避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等警報の危険度分布(キキクル)等の概要

の概要	
種類	概要
	大雨による土砂災害発生の危険度の高まり <mark>の予測</mark> を、地図上で
	1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 2 時間先ま
大雨警報(土砂災	での雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更
害) の危険度分布	新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報が発表さ
(土砂キキクル)	れたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキク
	ル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することがで
	きる。
(中略)	(中略)
	水位周知河川及びその他の河川の上流域での降雨によって、下
	流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6
 流域雨量指数の予測	時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込ん
加坡的重拍数(2) f 侧 值	で、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化
	した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況
	に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分
	毎に更新している。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されて

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

種 類	情報名	概 要
洪水警報		基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾
		濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表さ
		れる。
	氾濫危険情報	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等
		の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難
		情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの
		避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等警報の危険度分布(キキクル)等の概要

種類	概要
	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四
大雨警報(十砂災	方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨
害)の危険度分布	量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新して
	おり、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報が発表されたと
(土砂キキクル)	きには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)に
	より、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
(中略)	(中略)
	水位周知河川及びその他の河川の <mark>各河川を対象として、</mark> 上流域
	での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高ま
	るかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間
流域雨量指数の予測	予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る
値	量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等
	の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した
	ものを、常時 10 分毎に更新している。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを示す「高」、可能性が高くはないが一定程度認

いる場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する自動を大雨に関する自動を大雨に関する自動を表している。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(略)

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっているときに、天気 <u>予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)</u>で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている <u>旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</u>この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

められることを示す「中」の2段階の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているとき (線状降水帯)には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(略)

(5) 記録的短時間大雨情報

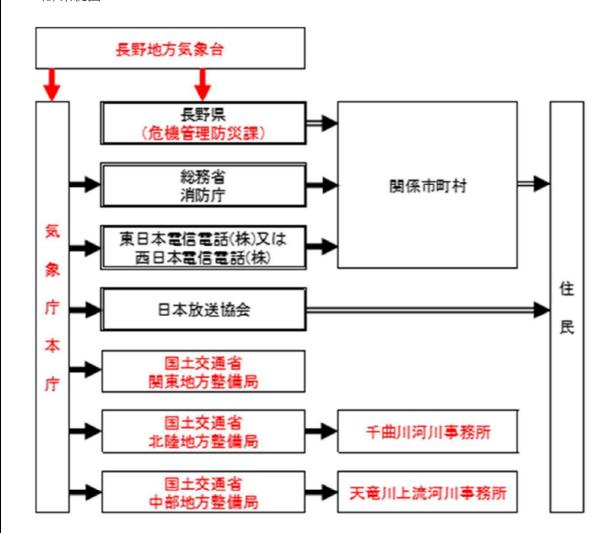
大雨警報発表中において、危険度分布(キキクル)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっているときに、<mark>県内の「北部・中部・南部」単位</mark>で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

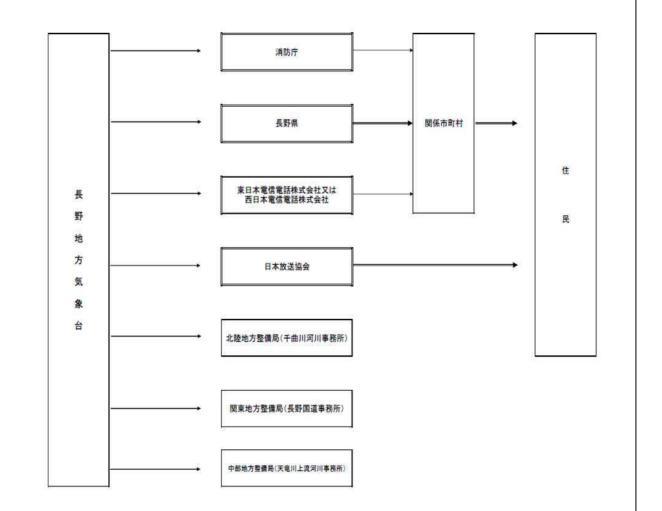
- 1 注意報・警報および情報
- (1)系統図



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1<mark>項</mark>の規定に基づく法定伝達 先。
- 注2 二重線の経路は、気象業務法<mark>第15条の二第2項、第4項及び第5項</mark>によって、<mark>特別警報</mark> の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3 <u>火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。</u>

警報等伝達系統図

- 1 注意報・警報および情報
- (1)系統図



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1<mark>号</mark>の規定に基づく法定伝達 先。
- 注2 二重線の経路は、気象業務法<mark>第15条及び第15条の2</mark>によって、<mark>警報</mark>の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象 警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事 務所に通知を行う。
- ※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより 一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提 供している補助伝達手段である。

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる調査事項について担当課、担当係が関係の機関及び 団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確 な情報の把握に努める。

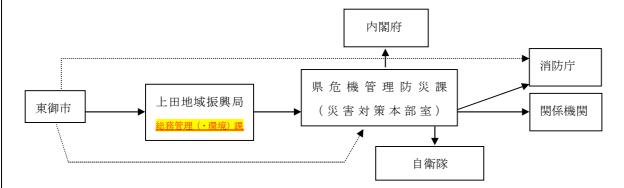
市は被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報の把握に努める。

また、県・市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような 災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留 意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、 住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部 の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否 不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式 2 号又は消防庁第 4 号様式 (その 2) (表 21 の 3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式 2-1 号又は長野県防災情報システムにより報告



*行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)にも連絡する。

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる調査事項について担当課、担当係が関係の機関及び 団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確 な情報の把握に努める。

市は被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機 関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援 を行い、被害情報の把握に努める。

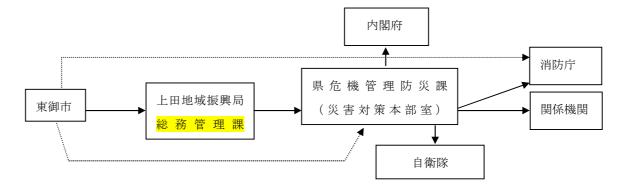
また、県・市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような 災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留 意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、 住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部 の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

(新設)

別記 災害情報収集連絡系統

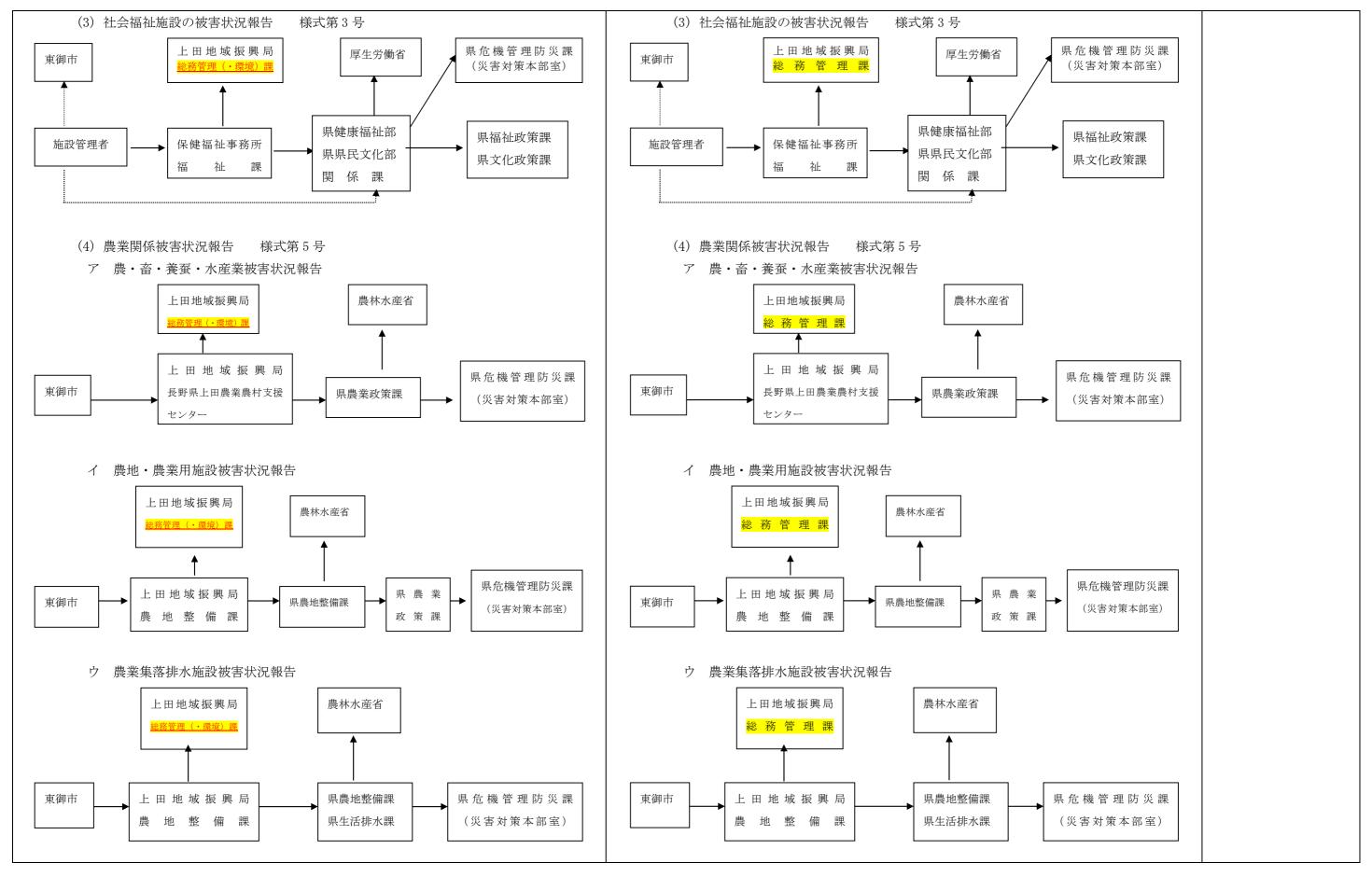
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式 2 号又は消防庁第 4 号様式 (その 2) (表 21 の 3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式 2-1 号又は長野県防災情報システムにより報告

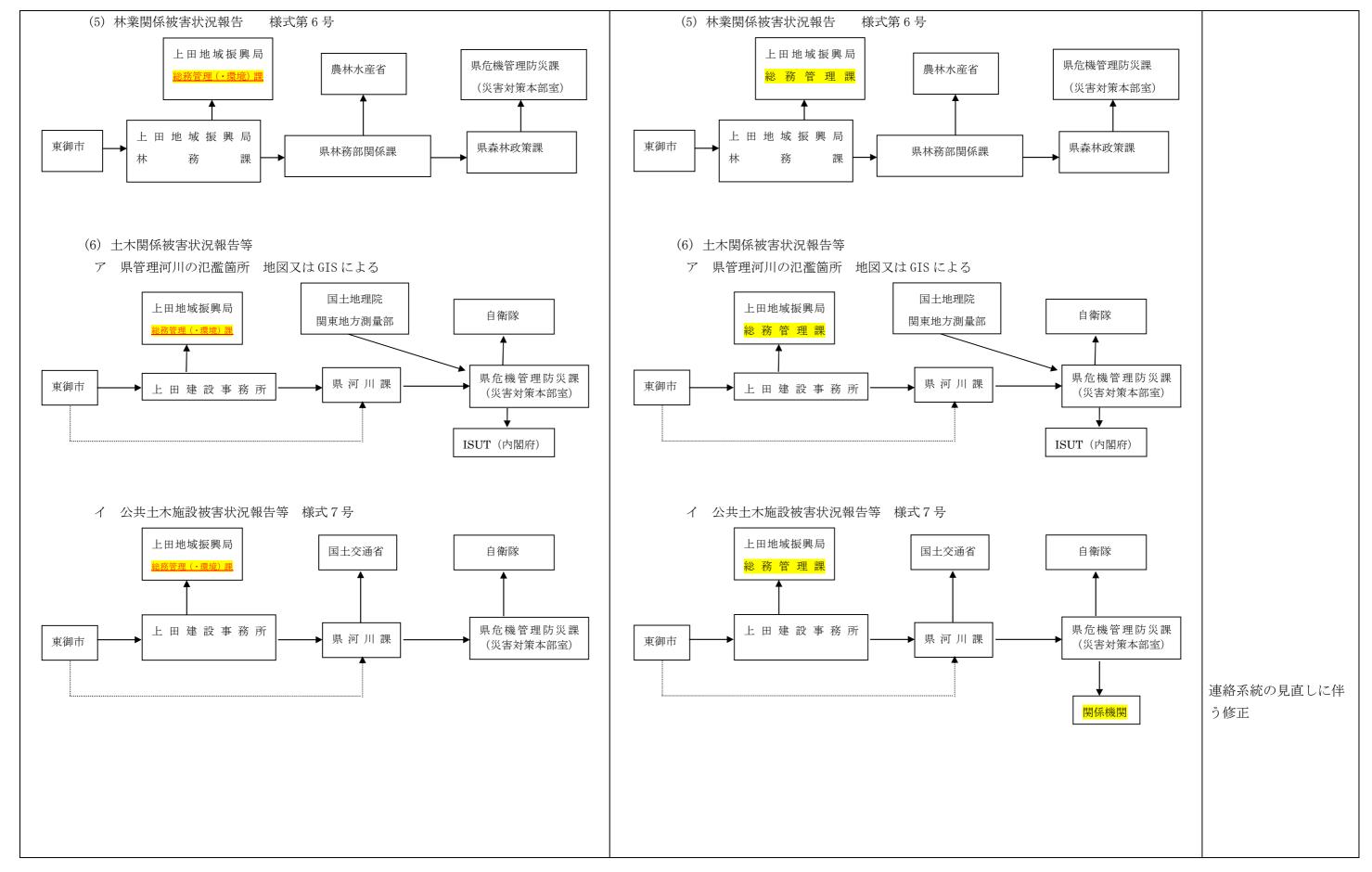


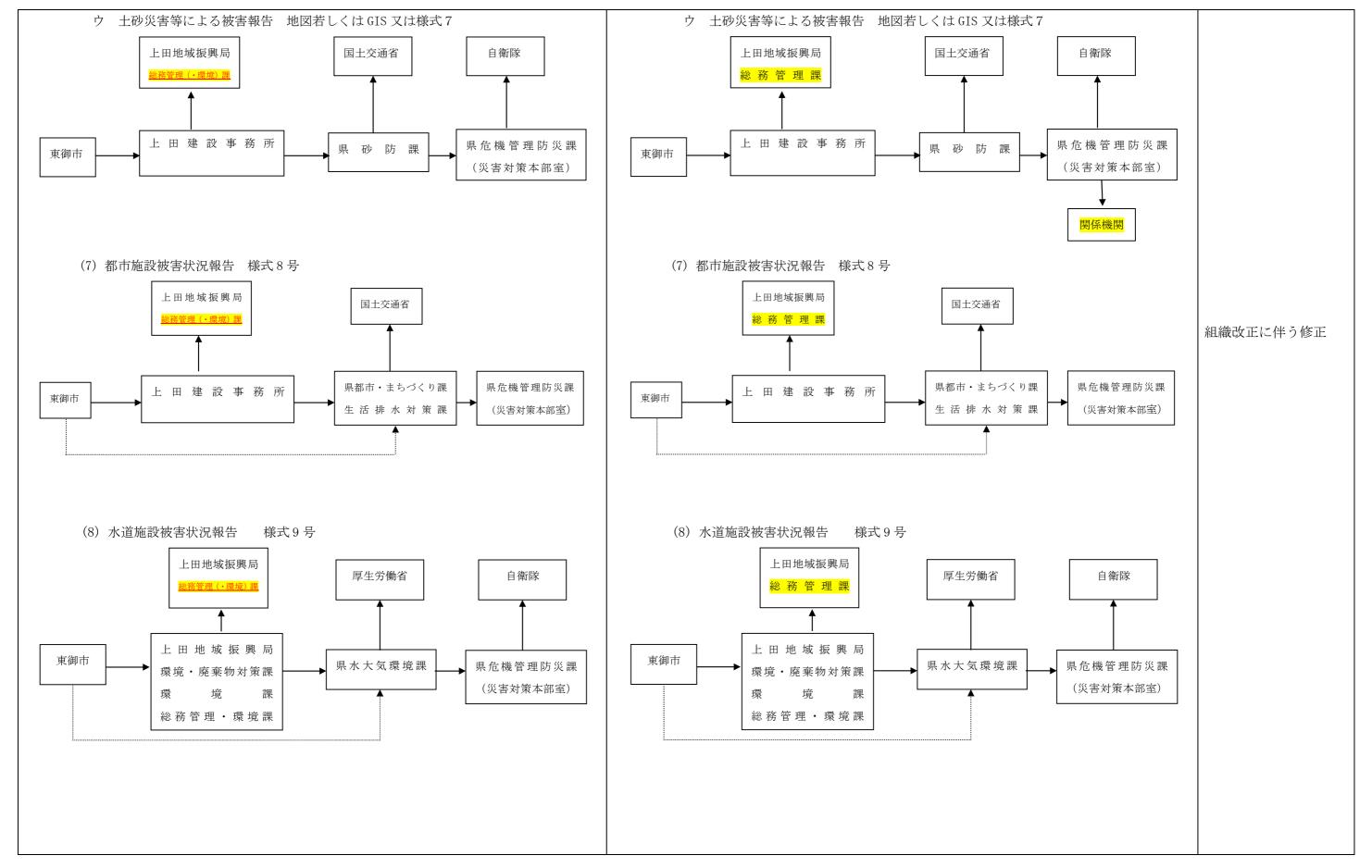
*行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)にも連絡する。

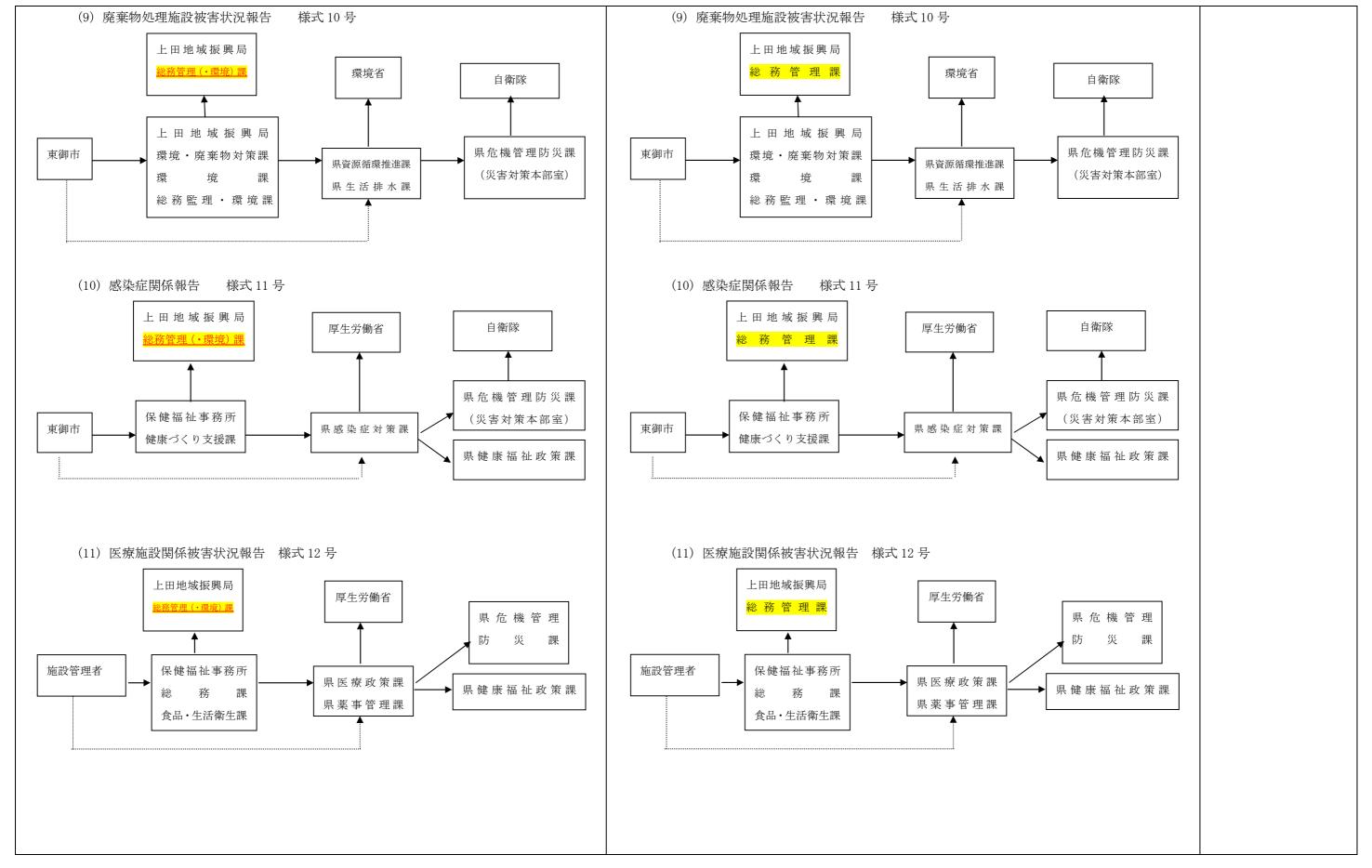
県の地域防災計画に合わ せて修正

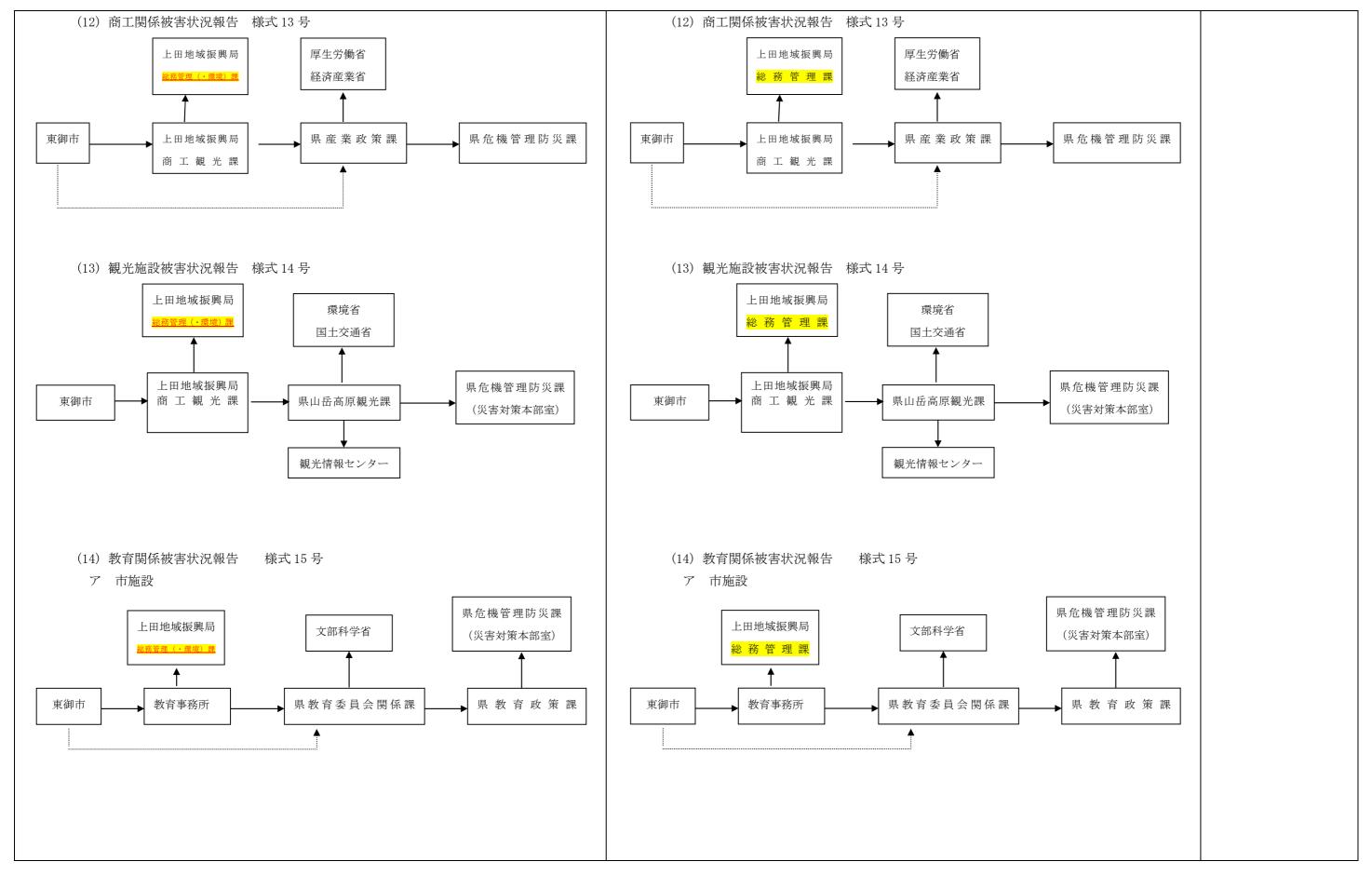
組織改正に伴う修正

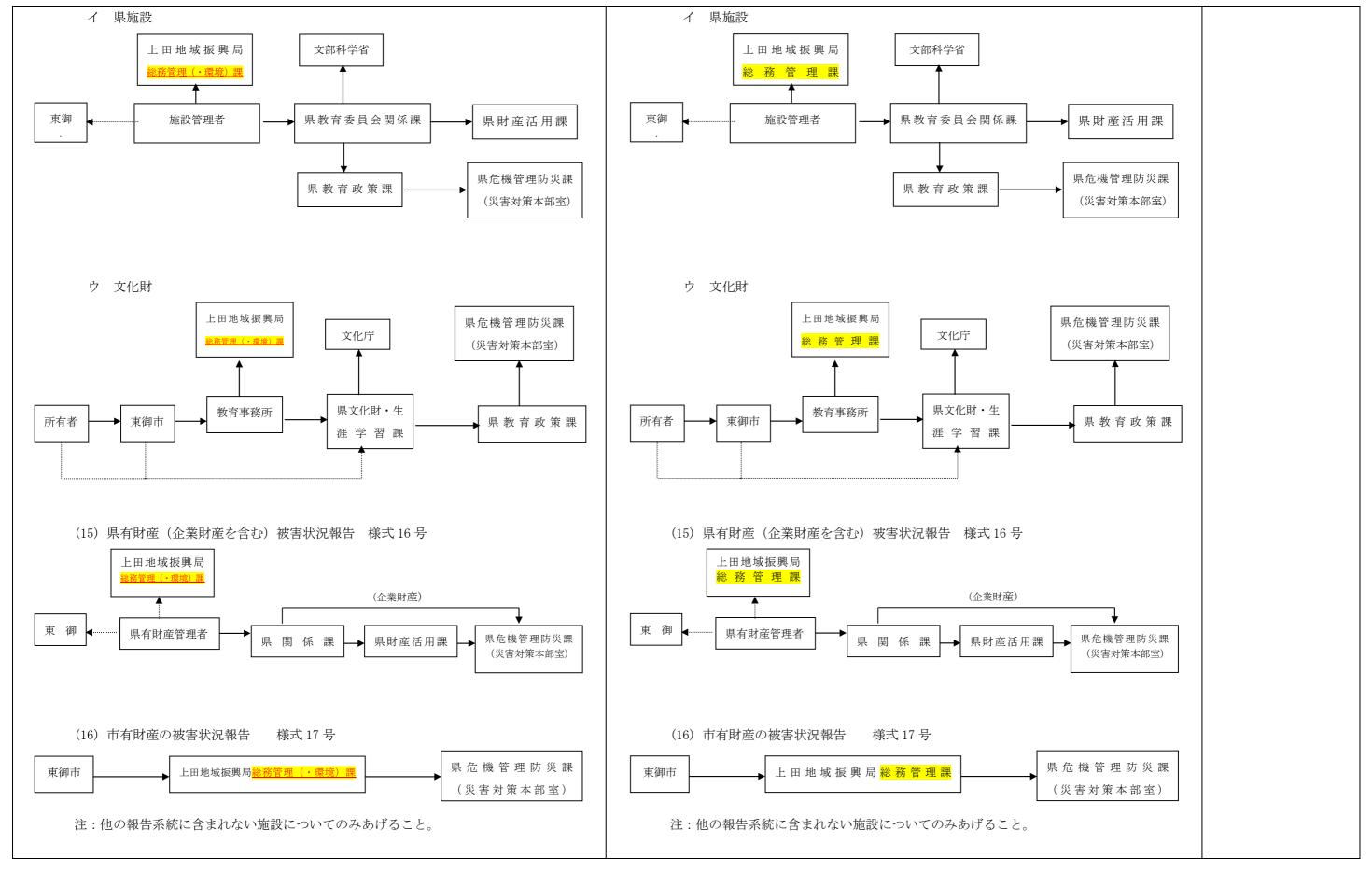


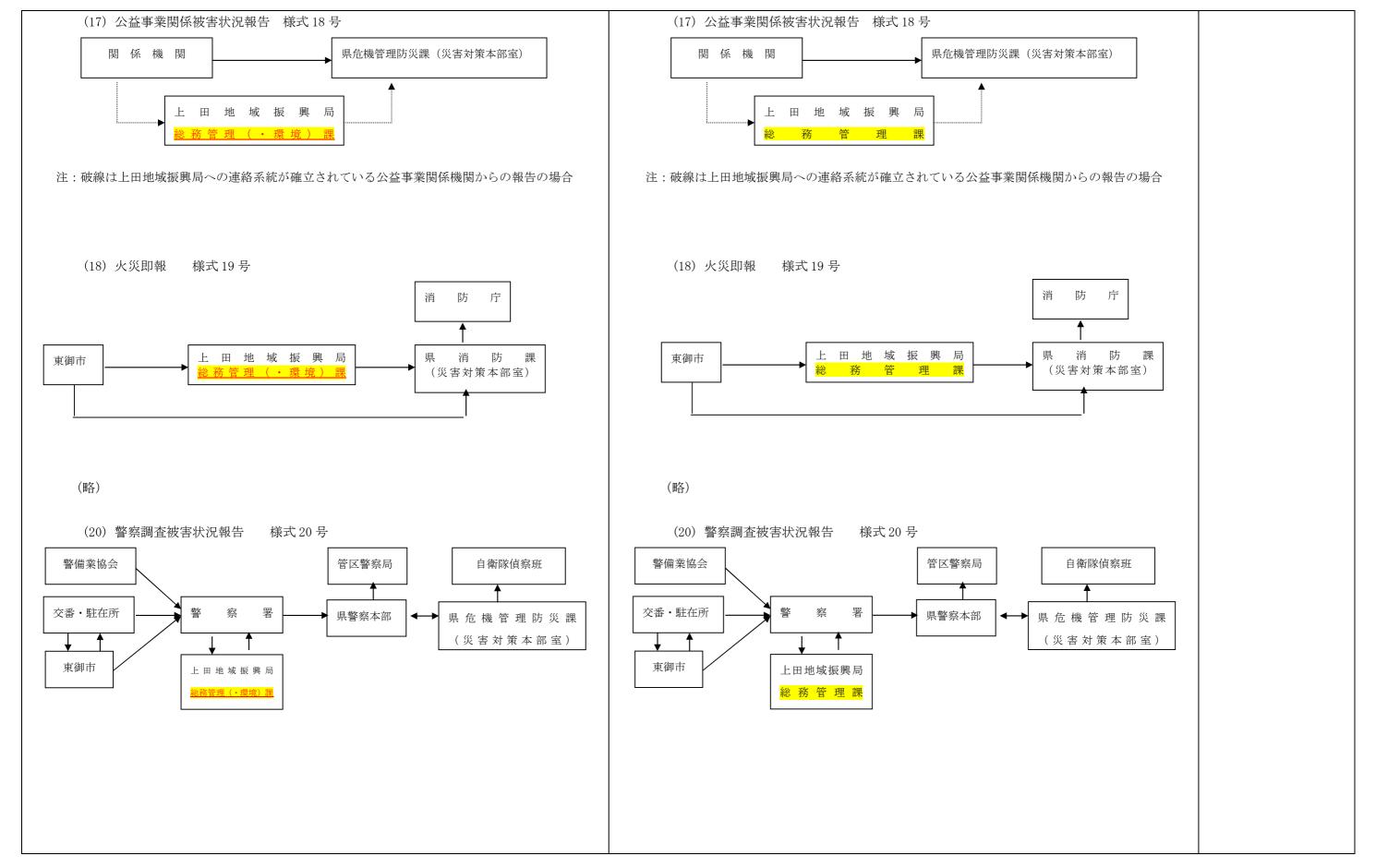












第3章 第3節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

- 1 市の実施対策(全部等)
- (2) 災害対策本部等の危機管理初動体制
- ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の初動体制をとる

,	20 11 /10.10(V1) VC	1 SICON WINGENDON	42 M20 14 101 G C 0
活動体制			設置及び参集基準
(職員参	役割	本部員等	(いずれかを満たした場合)
集)			◎は自動参集
四次体制	災害が発生し、又	本部長:市長(対応で	【緊急体制】
(災害対	は災害が発生する	きない場合は①副市長	◎市内震度 6 弱の地震発生時
策本部設	おそれがある場合	②教育長)	◎南海トラフ地震臨時情報(巨
置)「緊急	に、災害対策に特化	副本部長:副市長、教	大地震警戒)発表時
体制」また	した組織を編成し、	育長	◎特別警報(大雨、暴風、暴風
は「全員体	情報収集、災害対策	本部員:全部長	雪、大雪等) の発表時
制」	方針の作成、方針に	(全職員は、本部の指示	○次に掲げるいずれかの場合
	沿った災害予防及	により行動)	で、市長が必要と認めたとき
	び災害応急対策を		・噴火警戒レベル 4 <u>(高齢者等</u>
	行う。		<u>避難)</u> 発表時
			•柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全
			面緊急事態※」が発生した場合
			・複数の住家被害及び死者が想
			定される大規模な災害が発生
			した場合等で、全部局での対応
			が必要な場合

第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災へリコプターが使用できない場合又は対 応できない場合には、県警へリコプターの出動を要請するものとする。



第3章 第3節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

- 1 市の実施対策(全部等)
 - (2) 災害対策本部等の危機管理初動体制
 - ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の初動体制をとる

活動体制			設置及び参集基準
(職員参	役割	本部員等	(いずれかを満たした場合)
集)			◎は自動参集
四次体制	災害が発生し、又	本部長:市長(対応で	【緊急体制】
(災害対	は災害が発生する	きない場合は①副市長	◎市内震度 6 弱の地震発生時
策本部設	おそれがある場合	②教育長)	◎南海トラフ地震臨時情報(巨
置)「緊急	に、災害対策に特化	副本部長:副市長、教	大地震警戒)発表時
体制」また	した組織を編成し、	育長	◎特別警報(大雨、暴風、暴風
は「全員体	情報収集、災害対策	本部員:全部長	雪、大雪等) の発表時
制」	方針の作成、方針に	(全職員は、本部の指示	○次に掲げるいずれかの場合
	沿った災害予防及	により行動)	で、市長が必要と認めたとき
	び災害応急対策を		•噴火警戒レベル <mark>4 (避難準備)</mark>
	行う。		発表時
			・柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全
			面緊急事態※」が発生した場合
			・複数の住家被害及び死者が想
			定される大規模な災害が発生
			した場合等で、全部局での対応
			が必要な場合

噴火警戒レベルのキー ワード変更に伴う修正

第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画

(別記)

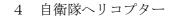
ヘリコプター要請手続要領

2 県警へリコプター

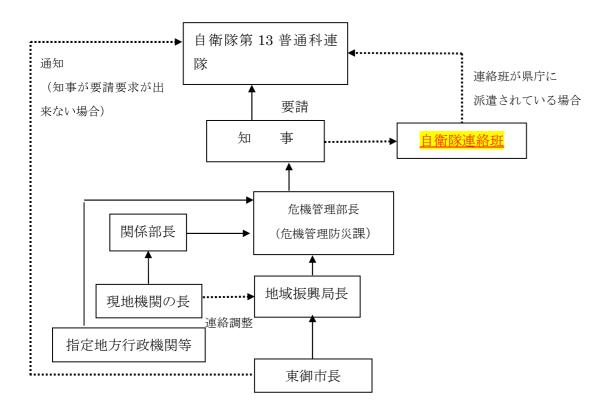
災害応急対策を実施するに当たり、消防防災へリコプターが使用できない場合又は対 応できない場合には、県警へリコプターの出動を要請するものとする。



警察本部による修正

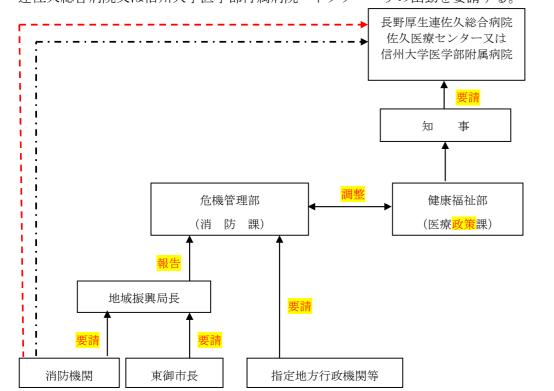


要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



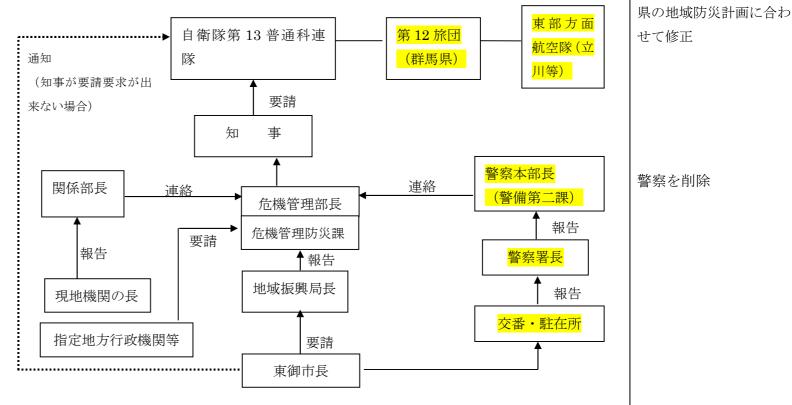
5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生 連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターへリの出動を要請する。



4 自衛隊ヘリコプター

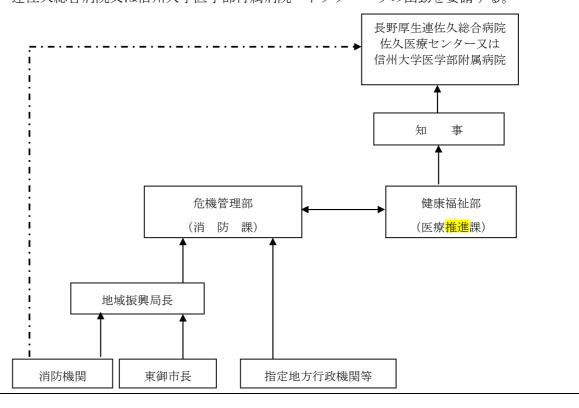
要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



警察を削除

5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生 連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターへリの出動を要請する。



県の地域防災計画に合わ せて修正

組織名の変更

-・-・-- 平常時の手続

→ 災害時の手続

----- <u>災害時の手続 (急を要する場合)</u>

第3章 第6節 自衛隊の災害派遣

第3 活動の内容

- 1 派遣要請
 - (2) 実施計画

ア 市の実施対策 (総務課)

(ア) 派遣の要請

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

44MC430		
項目	内 容	
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で	
歴無♥フ1友切	必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助	
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等の捜索、救助	
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の	
小的拍到	水防活動	
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場	
(年日)代付日)	合は航空機)による消防機関への協力	
道路又は水路の警戒	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それ	
担応入は小的の言派	らの警戒又は除去	
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資	
八貝及び初貝の糸心物区	の緊急輸送	
<mark>給食</mark> 及び給水 <mark>、入浴支援</mark>	被災者に対する <mark>給食</mark> 及び給水 <mark>、入浴支援</mark>	
救援物資の無償貸与又は	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する	
	省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者	
	に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安	
心疾物の体女及の除去	措置及び除去	
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものに	
-C 471E	ついて所要の措置	

-・-・-- 平常時の手続

── 災害時の手続

第3章 第6節 自衛隊の災害派遣

第3 活動の内容

- 1 派遣要請
 - (2) 実施計画

ア 市の実施対策(総務課)

(ア) 派遣の要請

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

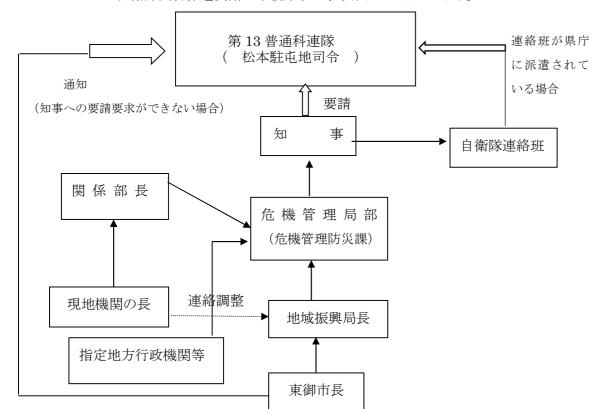
は次による。		
項目	内 容	
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	
で生の気は	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で	
避難の援助	必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助	
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等の捜索、救助	
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の	
小例位割	水防活動	
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場	
何 例伯數	合は航空機)による消防機関への協力	
道路又は水路の警戒	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それ	
担始又は小的の言成	らの警戒又は除去	
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資	
八貝及り物貝の茶心物区	の緊急輸送	
<mark>炊飯</mark> 及び給水	被災者に対する <mark>炊飯</mark> 及び給水	
並控制次の無偿代と カト	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する	
救援物資の無償貸与又は 譲与	省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者	
读 了	に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	
7.70 H. 0 /7 - T - 1070 L	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安	
危険物の保安及び除去	措置及び除去	
2.0/h	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものに	
その他	ついて所要の措置	

県の地域防災計画に合わ せて修正

警察の削除

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



第3章 第12節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

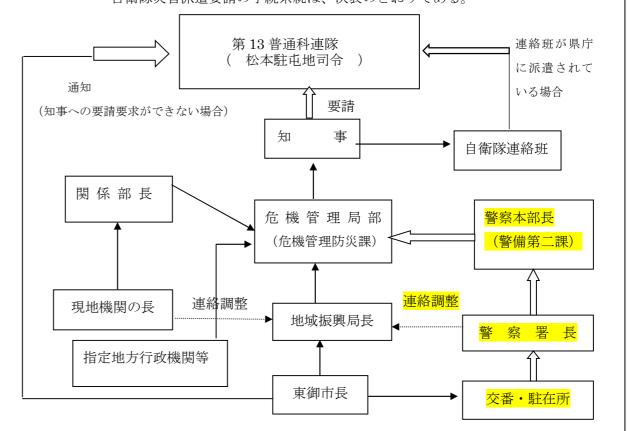
避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の 積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等 を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



第3章 第12節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる 場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の 積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等 を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。

(図を削除)

(2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策 (関係課等)

ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

「各種マニュアル集 避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難指示等を発令する。

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等や むを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地 域の居住者等に対し指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期 等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政 機関に速やかに助言を求める。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、 避難を要すると判断され<u>る地域</u>。

(略)

(d) <u>国又は</u>長野県<u>と</u>長野地方気象台から共同で洪水予報(氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報)が発表され、避難を要すると判断される地域

(略)

- (エ) 警察官の行う措置
- a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅 地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

	〈避難情報等〉		〈防災気象情報〉	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報(例)	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況 直ちに安全の確保	緊急安全確保※1 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
	──〈警戒レベル4までに必ず避難!〉			1
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 この段階までに避難を完了しておく	避難指示 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ 始めたり危険を感じたら自主的に避難する	高齢者等避難 ^(市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
警戒レベル2	ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しま しょう	大雨・洪水注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動	h
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報 (気象庁)	をとるために参考とする情報です。	

県の地域防災計画に合わ せて修正

- (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策(関係課等)
- ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等
- (ア) 市長の行う措置

「各種マニュアル集 避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難指示等を発令する。

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等や むを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地 域の居住者等に対し指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期 等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政 機関に速やかに助言を求める。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、 避難を要すると判断され<mark>た場合</mark>。

(略)

(d)長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報(氾濫警戒情報、氾濫危険情報、 氾濫発生情報)が発表され、避難を要すると判断される地域

(略)

- (エ) 警察官の行う措置
- a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅 地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 文言の修正

長野地方気象台による 修正 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める 認める 居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き 又は緊急安全 確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(略)

- 4 避難所の開設・運営
- (2) 実施計画

ア 市の実施対策 (関係課等)

- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の 協力が得られるように努める。
- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア
- f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

(略)

(サ)指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>受付</u>時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、 適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペー</u>ス等での受け入れを適切に行うものとする。

第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

- 第3 活動の内容
 - 1 食料品等の調達
 - (2) 実施計画

ア 市の実施対策 (総務課)

(ア) 市は、計画等で定めた非常用食料必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指 示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

災害対策基本法の記載に合わせて修正

(略)

- 4 避難所の開設・運営
- (2) 実施計画

ア 市の実施対策 (関係課等)

- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の 協力が得られるように努める。
- a 辟難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア
- f 避難所運営について専門性を有した外部支援者

(略)

(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

県の地域防災計画に合わ せて修正

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記

第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

第3 活動の内容

- 1 食料品等の調達
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(総務課)

市は、計画等で定めた非常用食料必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

せて修正

県の地域防災計画に合わ

(イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの 実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動

第2 主な活動

1 保健師等による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

第3 活動の内容

- 1 保健衛生活動
- (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

第3章 第26節 通信·放送施設応急活動

第3 計画の内容

- 2 電気通信施設の応急活動
- (2) 東日本電信電話(㈱及び(㈱NTTドコモ、KDDI(㈱、ソフトバンク(㈱、<u>楽天モバイ</u>) <u>ル(</u>株)が実施する対策

(新設)

第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動

第2 主な活動

1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

子ども家庭支援課によ る修正

第3 活動の内容

- 1 保健衛生活動
- (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の 救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

進条例の改正に伴う修 正

長野県歯科口腔保健推

第3章 第26節 通信・放送施設応急活動

第3 計画の内容

- 2 電気通信施設の応急活動
- (2) 東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が実施する対策

事業者の追加

第4章 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第3 活動の内容

- 2 支援体制
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(総務課)

県、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第4章 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第3 活動の内容

- 2 支援体制
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(総務課)

県、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

県の地域防災計画に合わ せて修正

新	旧	修正理由・備考
第1章 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え	第1章 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え	
第2 主な取り組み 1 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。 3 市及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 4 市及び医療機関等は、日ごろから相互の連携を密にして応援・協力体制の確立を図る。 5 市、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施して迅速かつ円滑なが応方提の確立に努める。 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。	第2 主な取り組み 1 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。 3 市及び鉄道事業者は、応急措置のための教急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。 4 市及び医療機関等は、日ごろから相互の連携を密にして応援・協力体制の確立を図る。 5 市、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施して迅速かつ円消な対応力の確立に努める。 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。	県の地域防災計画に合せて修正

第2章 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第3 活動の内容

- 1 鉄道事故情報等の連絡
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(総務課)
- (イ)発見又は連絡に基づき、市は直ちに警戒体制の強化、<u>避難指示の発令</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

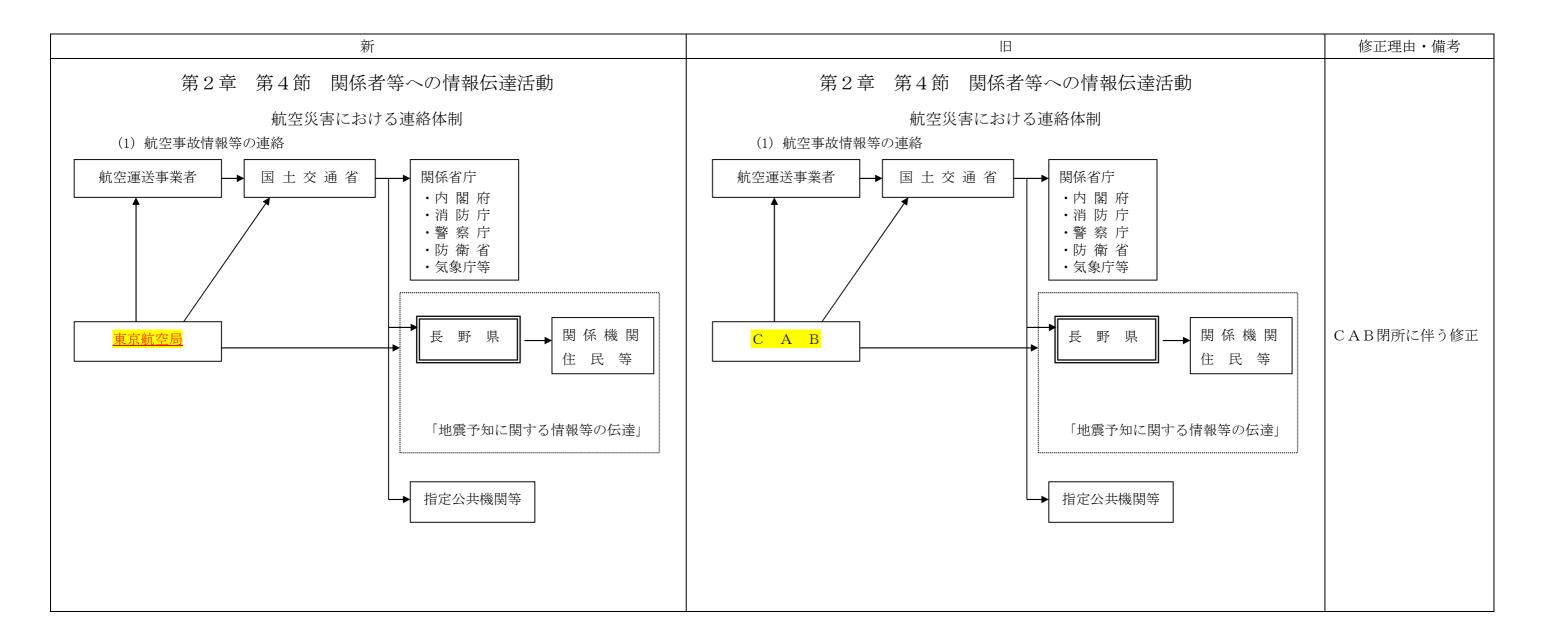
第2章 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第3 活動の内容

- 1 鉄道事故情報等の連絡
- (2) 実施計画
- ア 市の実施対策(総務課)
- (イ)発見又は連絡に基づき、市は直ちに警戒体制の強化、<mark>避難勧告</mark>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

災害対策基本法の改正 に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第1章 第1節 雪害に強い市づくり	第1章 第1節 雪害に強い市づくり	
第3 計画の内容	第3 計画の内容	
13 雪害に関する知識の普及・啓発	13 雪害に関する知識の普及・啓発	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ア 市の実施計画(建設課)	ア 市の実施計画 (建設課)	
降積雪時の適切な活動 <mark>や除雪作業の危険性と対応策等</mark> について、住民に対して周	降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、雪崩危険箇	県の地域防災計画に合わ
知を図るとともに、 <mark>防災マップ等により、</mark> 雪崩危険箇所等の周知を図る。 <mark>特に、豪</mark>	所等の周知を図る。	せて修正
雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安	また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体	
全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。	制を整える。	
また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体		
制を整える。		



旧 修正理由・備考 第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 3 指定地方行政機関 機関の名称 処理すべき事務又は業務の大綱 機関の名称 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (略) (略) (4) 関東農政局 ア 災害予防対策 (4) 関東農政局 ア 災害予防対策 名称の修正 (<mark>長野県拠点</mark>) (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の (長野支局) (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の 実施又は指導に関すること。 実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、 土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防 土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防 止等の施設の整備に関すること。 止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する こと。 こと。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び 病害虫の防除に関すること。 病害虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に 関すること。 関すること。 ウ 復旧対策 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、 農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の 農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の 実施に関すること。 実施に関すること。 (イ)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する (イ)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する こと。 こと。 (略) (略) (略) (略)

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバ
	ンク㈱ <mark>、楽天モバイル㈱</mark>)
	ア 電気通信設備の保全に関すること。
	イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関するこ
	と。
(略)	(略)

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)
(6) 放送 <mark>事業者</mark>	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長
	野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルテレビジョン)
	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(略)	(略)

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大網
(略)	(略)
(1) 信州うえだ農業協同	ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
組合	と。
佐久浅間農業協同組	イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。
合	ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
	エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関するこ
	と。
(略)	(略)

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱)
	ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(略)	(略)

事業者の追加

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)
(6) 放送 <mark>会社</mark>	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長
	野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルテレビジョン)
	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(略)	(略)

文言の修正

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大網
(略)	(略)
(1) JA 信州うえだ農業協	ア 市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
同組合	と。
JA 佐久浅間農業協同	イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。
組合	ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
	エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関するこ
	と。
(略)	(略)

名称の修正

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

第3 計画の内容

- 2 火山災害に強いまちづくり
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・建設課・上下水道課)

- (ア) 火山災害に強いまちの形成
- d <mark>道路防災対策</mark>等を通じて<mark>、強靭で</mark>信頼性の高い道路網の整備を図る。

(略)

- (オ) 災害応急対策等への備え
 - g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応 を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるも のとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直し を行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に 努めるものとする。
- <u>h</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等と の災害協定の締結を推進する。
- <u>i</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画

- 第3 計画の内容
 - 3 通信手段の強化
 - (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (総務課)

(イ)衛星携帯電話、MCA 移動無線、公共安全LTE (PS-LTE)等の移動系の 応急対策機器の整備を図る。

第2章 第4節 活動体制計画

- 第3 計画の内容
 - 3 防災中枢機能等の確保
 - (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に 対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自

第2章 第1節 火山災害に強い市づくり

第3 計画の内容

- 2 火山災害に強いまちづくり
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・建設課・上下水道課)

- (ア) 火山災害に強いまちの形成
- d <mark>道路情報ネットワークシステム</mark>等を通じて<mark>安全性、</mark>信頼性の高い道路網の整備を図る。

県の地域防災計画に合わ せて修正

(略)

(オ) 災害応急対策等への備え

(新設)

- g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等と の災害協定の締結を推進する。
- h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画

第3 計画の内容

- 3 通信手段の強化
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課)

(イ) 衛星携帯電話、MCA 移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

県の地域防災計画に合わ せて修正

第2章 第4節 活動体制計画

- 第3 計画の内容
 - 3 防災中枢機能等の確保
 - (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に 対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備や、

県の地域防災計画に合わ

せて修正

家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保 が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心と なる代替施設の確保を図る必要がある。

第2章 第6節 要配慮者支援計画

第3 計画の内容

- 1 要配慮者支援計画の作成
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画 (総務課・福祉課)
- (b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件を考慮し対象者とする。

①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③避難行動を取る上で必要な身体能力

④独居等の居住実態、社会的孤立の状況

第2章 第9節 避難<mark>の</mark>受入活動計画

第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定
- (2) 実施計画
- ア 市の実施計画 (関係課等)
- (ア) 避難計画の作成
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (a) 平常時における広報
 - ホームページ、SNS 等による周知
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 〇 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - ホームページ、SNS 等による周知
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報

通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心と なる代替施設の確保を図る必要がある。

第2章 第6節 要配慮者支援計画

第3 計画の内容

- 1 要配慮者支援計画の作成
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・福祉課)

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者とする。

①要介護認定3~5を受けている者

②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心

臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)

③療育手帳 A を所持する知的障がい者

④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

⑤市の生活支援を受けている難病患者

⑥上記以外で区長が支援の必要を認めた者

第2章 第9節 避難受入活動計画

第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定
 - (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (関係課等)

- (ア) 避難計画の作成
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (a) 平常時における広報
 - ホームページ、SNS 等による周知
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - ホームページ、SNS 等による周知
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報

福祉課による修正

風水害対策編に合わせ て修正 ○ 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求める ことができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要 な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

- 3 指定避難所の確保
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (関係課等)

(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(略)

- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、 住民等へ周知徹底するよう努める。
- (カ)市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、<u>必要に応じて、</u>個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ避難することができるよう努める。

(略)

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(<u>令和4年3月</u>改定)、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(略)

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な 確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

○ 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求める ことができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要 な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<mark>屋内安全確保</mark>」の安全措置を<mark>とる</mark>べきことにも留意する。

県の地域防災計画に合わ せて修正

- 3 指定避難所の確保
- (2) 実施計画

ア 市の実施計画 (関係課等)

(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を 指定するよう努める。

(略)

- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (カ) 市は、<mark>前述の公示を活用しつつ、</mark>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(略)

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールト イレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式 トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮す る。

(略)

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(略)

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な 確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

時点修正

福祉課による修正

県の地域防災計画に合わせて修正

第3章 第1節 災害直前活動

第3 活動の内容

- 3 警戒区域の設定、避難指示等
- (1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、 必要に応じて、警戒区域の設定、<mark>高齢者等避難の</mark>伝達、避難指示を行うなど適切な 避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

第3章 第1節 災害直前活動

第3 活動の内容

- 3 警戒区域の設定、避難指示等
- (1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、 必要に応じて、警戒区域の設定、<mark>避難準備情報を</mark>伝達、避難指示を行うなど適切な 避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

噴火警戒レベルの修正

旧 修正理由 · 備考 第3章 第4節 モニタリング等 第3章 第4節 モニタリング等 2 放射性物質濃度の測定 2 放射能濃度の測定 文言の修正 (1) 県は、あらかじめ定めた<mark>放射性物質</mark>濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、 (1) 県は、あらかじめ定めた<mark>放射能</mark>濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気 大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実 浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、 施し、結果を県ホームページ等で公表する。 結果を県ホームページ等で公表する。 (2) 市は、県と連携し、必要に応じて<mark>放射性物質</mark>濃度の測定を実施するとともに、県が (2) 市は、県と連携し、必要に応じて<mark>放射能</mark>濃度の測定を実施するとともに、県が実施 実施する測定が円滑に行われるよう協力する。(関係課等) する測定が円滑に行われるよう協力する。(関係課等) 第3章 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 第3章 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 屋内退避及び避難誘導 1 屋内退避及び避難誘導 (2) ア〜オ 略 (2) ア~オ 略 なお、「原子力災害対策指針(最新改定日<mark>令和4年7月6日</mark>)」で示されている屋内退避、 なお、「原子力災害対策指針(最新改定日<mark>令和3年7月21日</mark>)」で示されている屋内退 避難等の措置について指標は次の表のとおり。 避、避難等の措置について指標は次の表のとおり。 (表略) (表 略) 2 広域避難活動 2 広域避難活動 (6) 県及び市は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害 (新設) 医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の 県の地域防災計画に合わ 支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺 せて修正 被ばく線量モニタリングを行うものとする。 第3章 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等 第3章 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 対 放射性ヨウ素 炆 放射性ヨウ素 300ベクレル/キログラム 飲料水 飲料水 300ベクレル/キログラム 牛乳・乳製品 牛乳 • 乳製品 野菜類(根菜・芋類を除く)、2,000ベクレル/キログラム 野菜類(根菜・芋類を除く)、2,000ベクレル/キログラム 穀類、肉、卵、魚、その他 穀類、肉、卵、魚、その他 時点修正 (「原子力災害対策指針令和3年7月21日」より) (「原子力災害対策指針令和4年7月6日」より)

市地域防災計画 令和5年度修正新旧対照表 資料編 新 旧 修正理由 · 備考 資料5 資料5 東御市避難支援計画(支えあい台帳及び個別避難計画) 東御市避難支援プラン 福祉課による修正 1 基本的考え方(避難支援計画の目的、自助・共助・公助の役割分担等) 1 基本的考え方(避難支援計画の目的、自助・共助・公助の役割分担等) 近年の大規模な災害に伴う被災者のうち、避難に時間を要する要配慮者の被災が目立って 近年の大規模な災害に伴う被災者のうち、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目 いることから、あらかじめ気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の 立っていることから、あらかじめ気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害 伝達体制を整え、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重 情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えて 要である。 おくことが重要である。 このためには、各地域または区において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって このためには、各地域または区において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって 支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避 支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避 難所等に避難させるかを定める「避難支援計画(支えあい台帳及び個別避難計画)」を策定し 難所等に避難させるかを定める「避難支援計画」を策定していく必要がある。 ていく必要がある。 なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護 なお、<mark>要配慮者</mark>に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、<mark>支えあ</mark> <mark>者</mark>マップ等を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅障<mark>害</mark>者の状 いマップ等を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅障がい者の 況把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。 状況把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。 この計画は、

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するた この計画は、本市における要配慮者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め <mark>め、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、</mark>本市における<mark>災害時要援護</mark> 方を明らかにしたものであり、<mark>要配慮者</mark>の自助・地域(近隣)の共助を基本とし、<mark>要配慮者</mark> <mark>者</mark>の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、<mark>災害</mark> への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を <mark>時要援護者</mark>の自助・地域(近隣)の共助を基本とし、<mark>災害時要援護者</mark>への情報伝達体制や避 強化することを目的とする。 難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的と (1) 自助、共助、公助 する。

「自助」

「自助」とは自ら身を守ることであり、災害発生時には最も重要となってくる。

「共助」

「共助」とは近隣住民と協力して地域を守る備えと行動である。要配慮者は、その身体的特性から「自助」が困難である場合が想定されることから、要配慮者の支援においては、近隣住民等の地域における支援活動「共助」が特に重要になってくる。

「公助」

「公助」とは市を始め、警察・消防・国・県といった行政機関、ライフライン各社を始めと する公共企業等の応急対策活動である。

(1) 自助、共助、公助

「自助」

「自助」とは自ら身を守ることであり、災害発生時には最も重要となってくる。

「±助

「共助」とは近隣住民と協力して地域を守る備えと行動である。<mark>要援護者</mark>は、その身体的特性から「自助」が困難である場合が想定されることから、<mark>要援護者</mark>支援においては、近隣住民等の地域における支援活動「共助」が特に重要になってくる。

「公助」

「公助」とは市を始め、警察・消防・国・県といった行政機関、ライフライン各社を始めと する公共企業等の応急対策活動である。

2 避難支援計画の対象者の考え方(範囲)

本市における避難支援計画の対象者となる要配<u>盧者</u>は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方を対象とする。

- (1) 高齢者(寝たきり・ひとり暮らし・認知症高齢者、高齢者世帯)
- (2) 身体障がい者(難病患者を含む。)
- (3) 知的障がい者
- (4) 精神障がい者
- (5) その他の障がい者(発達障害者、高次脳機能障害者等)
- (6) 妊産婦
- (7) 乳幼児·児童
- (8) 外国人(日本語の理解が十分でない外国人)

※発達障害とは・・・人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、 社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態を「発達障害」と呼ぶ。

※高次脳機能障害とは・・・脳の3つの機能のうち高次脳機能が脳疾患及び脳外傷等により 損傷された状態

<3つの機能>

- ① 運動動機能(手足を動かす等)
- ② 知覚機能(音やにおい・手触り等)
- ③ 高次脳機能(記憶・認知・感情・言語)

3 要配慮者情報の収集・共有の方法

災害発生時において要配慮者の避難誘導や安否の確認、また避難所での生活支援を的確に行うためには、要配慮者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

<同意方式>

区長、自主防災組織、民生・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、<mark>要配</mark> <u>慮者</u>リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、区長等に個人情報を開示することについて<mark>要配慮者</mark>本人又は家族から 同意を得る。

<関係機関共有方式>

2 避難支援計画の対象者の考え方(範囲)

本市における避難支援計画(個別計画)の対象者となる<mark>災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方を対象とする。</mark>

- (1) 高齢者(寝たきり・ひとり暮らし・認知症高齢者、高齢者世帯)
- (2) 身体障がい者(難病患者を含む。)
- (3) 知的障がい者
- (4) 精神障がい者
- (5) その他の障がい者(発達障害者、高次脳機能障害者等)
- (6) 妊産婦
- (7) 乳幼児・児童
- (8) 外国人(日本語の理解が十分でない外国人)

※発達障害とは・・・人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、 社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態を「発達障害」と呼ぶ。

※高次脳機能障害とは・・・脳の3つの機能のうち高次脳機能が脳疾患及び脳外傷等により 損傷された状態

<3つの機能>

- ① 運動動機能 (手足を動かす等)
- ② 知覚機能(音やにおい・手触り等)
- ③ 高次脳機能(記憶·認知·感情·言語)

3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において<mark>災害時要援護者</mark>の避難誘導や安否の確認、また避難所での生活支援を的確に行うためには、<mark>災害時要援護者</mark>情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から<mark>災害時要援護者</mark>の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

<同意方式>

区長、自主防災組織、民生・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、<mark>要援</mark> 護者 リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、区長等に個人情報を開示することについて<mark>要援護者</mark>本人又は家族から 同意を得る。

<関係機関共有方式>

市は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している<mark>要配慮者</mark>に関する情報について、東御市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、関係部局での共有に努める。

4 避難支援体制(市及び関係機関の役割分担等)

<mark>要配慮者</mark>支援班

市役所内に、横断的組織として「東御市災害時<mark>要配慮者</mark>支援班」を設ける。<mark>要配慮者</mark>支援 班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

① 【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT(プロジェクト・チーム)を設置。 災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

② 【構成】

平常時は、班長(福祉担当課長)、班員(福祉担当者、防災担当者等)。避難支援体制の整備に関する取組みを進めていくに当たっては、区長、自主防災組織、民生・児童委員等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当課長、福祉担当者で構成。

③ 【業務】

平常時: 要配慮者情報の共有化、避難支援計画の策定及び更新、広報等。

災害時:高齢者等避難、避難指示等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、 避難所との連携・情報共有等。

市は、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の<mark>要</mark>配慮者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、<mark>要配慮者</mark>本人の意向を極力尊重した上で、原則として、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、近隣住民等から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要配慮者に対し、要配慮者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要配慮者の支援が困難となる場合もあり、要配慮者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、<mark>要配慮者</mark>の支援体制を整備するにあたっては、地域において<mark>要配慮者</mark>支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

5 高齢者等避難・避難指示等の発令・伝達方法

市の避難情報の判断・伝達マニュアルにより、高齢者等避難、避難指示等(以下「避難指示

市は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している<mark>災害時要援護者</mark>に関する情報について、東御市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、関係部局での共有に努める。

4 避難支援体制(市及び関係機関の役割分担等)

<mark>災害時要援護者</mark>支援班

市役所内に、横断的組織として「東御市災害時<mark>要援護者</mark>支援班」を設ける。<mark>災害時要援護者</mark>支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

① 【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT(プロジェクト・チーム)を設置。 災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

②【構成】

平常時は、班長(福祉担当課長)、班員(福祉担当者、防災担当者等)。避難支援体制の整備に関する取組みを進めていくに当たっては、区長、自主防災組織、民生・児童委員等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当課長、福祉担当者で構成。

③【業務】

平常時:<mark>要援護者</mark>情報の共有化、避難支援計画の策定及び更新、広報等。

災害時: 高齢者等避難、避難指示等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、 避難所との連携・情報共有等。

市は、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の<mark>災</mark> <mark>害時要援護者</mark>に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、<mark>要援護者</mark>本人の意向を極力尊重した上で、原則として、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、 近隣住民等から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、<mark>要援護者</mark>の支援体制を整備するにあたっては、地域において<mark>要援護者</mark>支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

5 高齢者等避難・避難指示等の発令・伝達方法

市の避難情報の判断・伝達マニュアルにより、高齢者等避難、避難指示等(以下「避難指示

等」という。) を発令する。情報伝達は、下記によって行う。

① 情報伝達ルート

避難指示等については、市から区長を通じて<mark>要配慮者</mark>及び地域避難支援者等へ伝達する。この際、福祉関係機関・団体ネットワークを情報伝達に活用する。

または、防災無線等を活用し、直接<mark>要配慮者</mark>及び地域避難支援者等へ伝達する。

② 情報伝達手段

情報の伝達手段は、電話、FAX、メール又は直接伝達により行い、防災行政無線、広報車も活用する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、地域避難支援者等が<mark>要配慮者</mark> 宅を直接訪問して、避難指示等を伝えることも考慮する。

6 土砂災害・洪水ハザードマップ等の活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口での配布、インターネットの利用による公開等(市ホームページ)を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて<mark>要配慮者</mark>関連施設の位置や指定避難所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう住民への周知に努めるととともに特に要配慮者を支援する人たちの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、区長と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の<mark>要配慮者</mark>に関する情報を 共有し、これら情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構 築するものとする。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、指定避難所や避難経路の確認等を行い、各種災害に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難指示等を発令した場合は、市と地域住 民等が連携し、避難支援計画に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防署、 消防団の役割分担を明確にし、地域住民の協力により連携して対応する。

また、<mark>要配慮者</mark>自身も、自宅から避難場所等まで、実際に地域避難支援者とともに歩いて みて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。 等」という。)を発令する。情報伝達は、下記によって行う。

① 情報伝達ルート

避難指示等については、市から区長を通じて<mark>災害時要援護者</mark>及び地域避難支援者等へ伝達する。この際、福祉関係機関・団体ネットワークを情報伝達に活用する。

または、防災無線等を活用し、直接<mark>災害時要援護者</mark>及び地域避難支援者等へ伝達する。

② 情報伝達手段

情報の伝達手段は、電話、FAX、メール又は直接伝達により行い、防災行政無線、広報車も活用する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、地域避難支援者等が<mark>要援護者</mark> 宅を直接訪問して、避難指示等を伝えることも考慮する。

6 土砂災害・洪水ハザードマップ等の活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口での配布、インターネットの利用による公開等(市ホームページ)を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて<mark>災害時要援護者</mark>関連施設の位置や指定避難所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう住民への周知に努めるととともに特に<mark>災害時要援護者</mark>を支援する人たちの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、区長と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の<mark>災害時要援護者</mark>に関する情報を共有し、これら情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、指定避難所や避難経路の確認等を行い、各種災害に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難指示等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援計画(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防署、 消防団の役割分担を明確にし、地域住民の協力により連携して対応する。

また、<mark>災害時要援護者</mark>自身も、自宅から避難場所等まで、実際に地域避難支援者とともに 歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

8 指定避難所における支援方法

(1) 指定避難所における支援対策

指定避難所においては、<mark>要配慮者</mark>の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

指定避難所には、要配慮者の要望を把握するため、要配慮者
支援班が連携し、区長や福祉関係者、そして地域避難支援者の協力を得つつ要配慮者を支援する体制を組織し、要配慮者
用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、指定避難所から社会福祉施設への緊急避難、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等と協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

指定避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2)福祉避難所の指定

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定する。

9 <mark>要配慮者</mark>避難訓練の実施

要配慮者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要配慮者と地域避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の<mark>要配慮者</mark>を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から地域避難 支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係を深めること

8 指定避難所における支援方法

(1) 指定避難所における支援対策

指定避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

指定避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班が連携し、区長や福祉関係者、そして地域避難支援者の協力を得つつ要援護者を支援する体制を組織し、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、指定避難所から社会福祉施設への緊急避難、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等と協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

指定避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定する。

9 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と地域避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の<mark>災害時要援護者</mark>を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から地域避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係を深め

が重要である。

このため、<mark>要配慮者</mark>や地域避難支援者とともに、<mark>要配慮者</mark>の避難計画の作成や避難訓練の 実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や<mark>要配慮者</mark>、地域避難支援者が積極的に参加し、<mark>要配慮者</mark>の居住情報を共有し、避難指示等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

10 避難支援計画の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、<mark>要配慮者</mark>の避難誘導等を迅速かつ適切に 実施するためには、あらかじめ、<mark>要配慮者</mark>一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難 場所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、区長、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得ながら、避難支援計画を策定する。

(1) <mark>避難支援計画</mark>の策定方法

避難支援計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は区長等の実際に避難支援に携わる関係者と要配慮者に関する基本的な情報(住所や氏名など)を共有した上で、これらの関係者が中心となって、要配慮者本人と地域避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。なお、地域避難支援者については、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団などの話し合いなどであらかじめ要配慮者に紹介できる候補者を定めるとともに、地域避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の地域避難支援者を決めておく。

また、<mark>避難支援計画</mark>は、<mark>要配慮者</mark>本人、その家族及び市役所の必要最小限の関係部署のほか地域避難支援者等 要配慮者本人が同意した者に配布し、その際には、守秘義務の徹底を図る。

(2) 避難支援計画の更新

<mark>避難支援計画</mark>は、一人ひとりの<mark>要配慮者</mark>を対象としていることから、<mark>要配慮者</mark>の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(1)のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、<mark>避難支援計画</mark>の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、地域避難支援者等の協力を得て

ることが重要である。

このため、<mark>災害時要援護者や地域避難支援者とともに、</mark>災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や<mark>要援護者</mark>、地域避難支援者が積極的に参加し、<mark>要援護者</mark>の居住情報を共有し、避難指示等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

10 避難支援計画 (個別計画) の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、<mark>要援護者</mark>の避難誘導等を迅速かつ適切に 実施するためには、あらかじめ、<mark>要援護者</mark>一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難 場所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、区長、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得ながら、避難支援計画(個別計画)を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は区長等の実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報(住所や氏名など)を共有した上で、これらの関係者が中心となって、要援護者本人と地域避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。なお、地域避難支援者については、区長、自主防災組織、民生・児童委員、消防団などの話し合いなどであらかじめ要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、地域避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の地域避難支援者を決めておく。

また、<mark>個別計画</mark>は、<mark>要援護者</mark>本人、その家族及び市役所の必要最小限の関係部署のほか 地域避難支援者等 <mark>要援護者</mark>本人が同意した者に配布し、その際には、守秘義務の徹底を 図る。

(2) <mark>個別計画</mark>の更新

個別計画は、一人ひとりの<mark>災害時要援護者</mark>を対象としていることから、<mark>要援護者</mark>の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(1)のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、<mark>個別計画</mark>の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、地域避難支援者等の協力を得て更新

更新を行う。

(3) <u>避難支援計画</u>の管理

<u>避難支援計画</u>の内容は、配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきさないように留意する。 <u>避難支援計画</u>を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。 を行う。

(3) <mark>個別計画</mark>の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきさないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

資料 5	2 土砂災害のおそれ	のある区域に	L立地している要配慮	者利用施設	
地区	施設名称	住 所	経営主体	構造・階	電話番号
田中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	61-0180
п п	長野ダルク 海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・2	75-2013
11 11	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	62-2800
滋野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・2	62-0404
11 11	滋野児童クラブ 1	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・2	62-3399
11 11	滋野児童クラブ2	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・2	62-3399
,, ,,	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	63-6468
11 11	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	64-0021
11 11	第1おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
11 11	第2おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
11 11	第3おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
11 11	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-6541
袮 津	袮津保育園	袮津 1262	東御市	木造・1	63-6816
11 11	袮津児童館	袮津 917-4	東御市	木造・1	62-5171
" "	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-7201
" "	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC 造・3	62-0050
11 11	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	62-0168
11 11	日日(是好日)館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・1	080-5826-7121
和	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	64-5185
11 11	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	63-6338
11 11	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	75-5663
11 11	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	75-9771
北御牧	デイサービスセンター あぜだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
11 11	予防センター あぜだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
11 11	北御牧保育園	大目向 102	東御市	木造・1	67-2093
11 11	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S 造・2	67-3676
11 11	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
11 11	北御牧児童クラブ	大目向 337	東御市	RC 造・3	67-3676
11 11	特別養護老人ホームケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	61-6001
11 11	ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	61-6001
>>/定院	・診療所等の施設け有床に限る				

※病院・診療所等の施設は有床に限る

資料52 土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

코11 U	上が外日の40でれ			K [1 7 17 17 K]	•
地 区	施設名称	住 所	経営主体	構造・階	電話番号
田中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S 造・2	61-0180
	新設				
11 11	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	62-2800
滋野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・2	62-0404
11 11	滋野児童クラブ 1	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・2	62-3399
11 11	滋野児童クラブ 2	滋野乙 2966-3	東御市	RC 造・2	62-3399
11 11	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	63-6468
11 11	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	6 4 - 0 0 2 1
11 11	第1おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
11 11	第2おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
11 11	第3おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
11 11	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-6541
袮 津	祢津保育園	袮津 1262	東御市	木造・1	63-6816
11 11	袮津児童館	袮津 917-4	東御市	木造・1	62-5171
<i>11</i> 11	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-7201
11 11	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC 造・3	62-0050
11 11	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	62-0168
11 11	日日(是好日)館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・1	080-5826-712
和	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	64-5185
11 11	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	63-6338
11 11	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	75-5663
11 11	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	75-9771
北御牧	デイサービスセンター あぜだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
11 11	予防センター あぜだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
11 11	北御牧保育園	大目向 102	東御市	木造・1	67-2093
11 11	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S 造・2	67-3676
11 11	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
11 11	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC 造・3	67-3676
11 11	特別養護老人ホームケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	61-6001
11 11	ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	61-6001

※病院・診療所等の施設は有床に限る

施設の追加

資料53	浸水のおそれの	ある区域に	立地している要配慮	者利用施				資料53	浸水のおそれのな	ある区域に立	立地している要配慮	者利用施	凯		
河川名※	施設名称	住 所	経営主体	構造・階	想定浸水深	電話番号		河川名※	施設名称	住 所	経営主体	構造・階	想定浸水深	電話番号	
所沢川 求女川	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	S造・2	0.5m 未満	64-5814		所沢川 求女川	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	S造・2	0.5m 未満	64-5814	
千曲川・ 三分川他	田中小学校	県 71-2	東御市	RC 造・3	0.5m~3m	62-0001		千曲川・ 三分川他	田中小学校	県71-2	東御市	RC 造・3	0.5m~3m	62-0001	
千曲川 · 三分川他	田中児童クラブ 1	県 71-2	東御市	RC 造・3	0.5m~3m	62-5300		千曲川 · 三分川他	田中児童クラブ 1	県 71-2	東御市	RC 造・3	0.5m~3m	62-5300	
三分川 求女川他	田中児童館	県 109	東御市	S造・1	0.5m 未満	63-5968		三分川 求女川他	田中児童館	県 109	東御市	S造・1	0.5m 未満	63-5968	
三分川	田中児童クラブ 2	県 108	東御市	RC 造・1	0.5m 未満	63-1170		三分川	田中児童クラブ 2	県 108	東御市	RC 造・1	0.5m 未満	63-1170	
千曲川・	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・1	3∼5m	62-1602		千曲川・ 所沢川	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・1	3∼5m	62-1602	
所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC 造・3	0.5~3m	62-0145		所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC 造・3	0.5~3m	62-0145	
求女川· 所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC 造・3	0.5m 未満	62-0014		求女川・ 所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC 造・3	0.5m 未満	62-0014	
千曲川· 求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	10~20m	62-2800		千曲川 · 求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	10~20m	62-2800	
所沢川・ 求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	S造・2	0.5m 未満	75-6113		所沢川・ 求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	S造・2	0.5m 未満	75-6113	
所沢川・ 求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC 造・4	0.5~3m	62-1231		所沢川・ 求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC 造・4	0.5~3m	62-1231	
所沢川・ 求女川他	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	64-1234		所沢川・ 求女川他	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	64-1234	
所沢川 求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研 空所	木造・2	0.5m 未満	64-1439		所沢川 求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・2	0.5m 未満	64-1439	
千曲川 求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・2	0.5m 未満	64-1439		千曲川 求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研 究所	木造・2	0.5m 未満	64-1439	
所沢川 求女川他	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・2	0.5m~3m	75-8072		所沢川	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・2	0.5m~3m	75-8072	
所沢川 求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m 未満	63-0025		所沢川 求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m 未満	63-0025	
所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	0.5~3m	61-0180		所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	0.5~3m	61-0180	
所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・2	0.5∼3m	64-7200		所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S 造・2	0.5~3m	64-7200	
所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200		所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200	
所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m 未満	64-7660		所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m 未満	64-7660	
所沢川・ 求女川	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m∼3m	63-1220		所沢川・ 求女川	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m~3m	63-1220	
所沢川・ 求女川	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	62-0680		所沢川・ 求女川	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	62-0680	
所沢川・ 求女川	リハビリサロン 夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・1	0.5m 未満	84-1518		所沢川・ 求女川	リハビリサロン 夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・1	0.5m 未満	84-1518	
<u>成沢川・</u> 三分川	長野ダルク 海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	<u>木造・2</u>	<u>0.5m 未満</u>	75-2013			新設						 施設の追加
所沢川	通い処 輝楽 (きら)	常田 220-1	合同会社 G.T.T.	<u>木造・2</u>	0.5m 未満	080-4736-3887			新設						
西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6468		西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6468	
西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	0.5~3m	64-0021	-	西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	0.5~3m	64-0021	
西沢川	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造·1	0.5~3m	64-6541	-	西沢川	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造·1	0.5~3m	64-6541	
大石沢川	多機能型就労支援 プラスモア	滋野乙 2465-5	(NPO)プラスモア	木造・1	0.5~3m	71-5328	-	大石沢川	多機能型就労支援 プラスモア	滋野乙 2465-5	(NPO)プラスモア	木造・1	0.5~3m	71-5328	
所沢川	放課後等デイサービス ワンズ J1	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	S造・2	0.5m 未満	75-0377	-	所沢川	放課後等デイサービス ワンズ J	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	S造·2	0.5m 未満	75-0377	施設名の変更
<u>所沢川</u>	<u> 放課後等デイサービス ワンズ J 2</u>	鞍掛 69-15	<u>ワンズ株式会社</u>	木造・2	<u>0.5m 未満</u>	75-0377			新設						 施設の追加
所沢川	障がい福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	3∼5m	64-7201		所沢川	障がい福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造·1	3∼5m	64-7201	AGEN - AGAR
所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC 造・3	3∼5m	62-0050		所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC 造・3	3~5m	62-0050	
所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	0.5~3m	62-0168		所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	0.5~3m	62-0168	
所沢川	祢津小学校	袮津 1009	東御市	RC 造・2	0.5~3m	62-0254		所沢川	祢津小学校	袮津 1009	東御市	RC 造・2	0.5~3m	62-0254	
所沢川	袮津児童クラブ	袮津 1009	東御市	RC 造・2	0.5~3m	62-0291		所沢川	袮津児童クラブ	袮津 1009	東御市	RC 造・2	0.5~3m	62-0291	

求女川	祢津保育園	袮津 1262	東御市	木造・1	0.5m 未満	63-6816
求女川	袮津児童館	袮津 917-4	東御市	木造・1	0.5m 未満	62-517
所沢川	祢津診療所	袮津 343-2	(医)緑風会	RC 造・2	3∼5m	62-027
所沢川	くらら おやつ工房	袮津 351-1	(福)ちいさがた福祉会	RC 造・2	3~5m	63-6666
所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東 部	袮津 346-2	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008
所沢川	介護老人保健施設ハーモニック東部 メロディ東部棟	袮津 346-1	(医)緑風会	S造・2	3∼5m	61-0008
所沢川	グループホーム 御姫尊	袮津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-022
所沢川	グループホーム 桃源郷	袮津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-6450
所沢川	ハートハウス VATER 館	袮津 343-2	(医)緑風会	S造・2	0.5~3m	61-000
所沢川	看護小規模多機能型居宅介護 ホーミーハウス	袮津 332-2	(医)緑風会	木造・2	0.5~3m	71-637
求女川・ 所沢川	介護老人福祉施設 こころ	袮津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-055
求女川・ 所沢川	デイサービスセンター こころ	袮津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-055
所沢川	おひさまこども園袮津	袮津 1023-1	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	0.5~3m	55-791
所沢川	おひさま児童クラブ	袮津 1023-1	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919
金原川	和保育園	和8017-2	東御市	木造・1	0.5~3m	63-681
成沢川・ 金原川	和児童館	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・ 金原川	和児童クラブ	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・ 金原川	和児童クラブ 2	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・ 金原川	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	0.5~3m	64-518
成沢川・ 金原川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	63-633
成沢川・ 金原川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	75-5663
成沢川・ 金原川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	0.5m 未満	75-977
成沢川・ 金原川	グループホーム やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m 未満	63-6343
千曲川・ 鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC造・3	5∼10m	67-2029
千曲川・ 鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大目向 338-1	東御市	S造・2	3∼5m	67-3676
千曲川・ 鹿曲川	北御牧児童館	大目向 338-1	東御市	S造・2	3∼5m	67-3676
千曲川・ 鹿曲川	北御牧児童クラブ	大目向 337	東御市	RC 造・3	5~10m	67-3676
千曲川・ 小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら島川 原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	5~10m	67-1123
千曲川・ 小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	5~10m	67-1123
千曲川・ 小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・ 小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワーク センターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	40-9023
千曲川・ 小相沢川	予防センター みまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・ 小相沢川	ショートステイ ケアポートみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・ 小相沢川	デイサービスセンター きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5~10m	71-5481

^{※「}求女川」は、「求女川・袮津東川」の略です

求女川	袮津保育園	袮津 1262	東御市	木造・1	0.5m 未満	63-6816
求女川	祢津児童館	袮津 917-4	東御市	木造・1	0.5m 未満	62-5171
所沢川	祢津診療所	袮津 343-2	(医)緑風会	RC 造・2	3∼5m	62-0273
所沢川	くらら おやつ工房	袮津 351·1	(福)ちいさがた福祉会	RC 造・2	3∼5m	63-6660
所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東	袮津 346-2	(医)緑風会	S造・2	3∼5m	61-0008
	部 介護老人保健施設ハーモニック東部					
所沢川	メロディ東部棟	袮津 346-1	(医)緑風会	S造·2	3∼5m	61-0008
所沢川	グループホーム 御姫尊	袮津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-0222
所沢川	グループホーム 桃源郷	袮津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-6450
所沢川	ハートハウス VATER 館 看護小規模多機能型居宅介護	袮津 343-2	(医)緑風会	S造・2	0.5∼3m	61-0008
所沢川	有護小院保多機能至店七川護 ホーミーハウス	袮津 332-2	(医)緑風会	木造・2	0.5~3m	71-6371
求女川・ 所沢川	介護老人福祉施設 こころ	袮津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-0556
求女川・ 所沢川	デイサービスセンター こころ	袮津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-0556
所沢川	おひさまこども園袮津	袮津 1023-1	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919
所沢川	おひさま児童クラブ	袮津 1023-1	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919
金原川	和保育園	和 8017-2	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6815
成沢川・ 金原川	和児童館	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・ 金原川	和児童クラブ	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・ 金原川	和児童クラブ 2	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・ 金原川	デイサービスセンターリハビリ処東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	0.5~3m	64-5185
成沢川・ 金原川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	63-6338
成沢川・ 金原川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	75-5663
成沢川・ 金原川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	0.5m 未満	75-9771
成沢川・ 金原川	グループホーム やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m 未満	63-6343
千曲川 · 鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC 造・3	5~10m	67-2029
千曲川・ 鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	3∼5m	67-3676
千曲川・ 鹿曲川	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	3∼5m	67-3676
千曲川・ 鹿曲川	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC 造・3	5~10m	67-3676
千曲川・ 小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら島川 原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	5~10m	67-1123
千曲川 · 小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	5~10m	67-1123
千曲川 · 小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・ 小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワーク センターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	40-9023
千曲川・ 小相沢川	予防センター みまき	布下37	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川 · 小相沢川	ショートステイ ケアポートみまき	布下37	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・ 小相沢川	認知症対策型共同生活介護 ほのぼのホーム	<mark>布下 37</mark>	(福)みまき福祉会	RC 造・2	<mark>0.5∼3m</mark>	61-6001
千曲川・ 小相沢川	デイサービスセンター きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC 造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5∼10m	71-5481

 千曲川
 生活介護施設 ひまわりの丘
 布下617-1
 (N)

 ※「求女川」は、「求女川・袮津東川」の略です

※病院・診療所等の施設は有床に限る

[※]病院・診療所等の施設は有床に限る